

令和8年度 上下水道関係予算の概要

- I. 令和7年度 上下水道関係補正予算の概要
- II. 令和8年度 上下水道関係予算の概要
- III. 新規事項
- IV. AB-Cross（上下水道一体革新的技術実証事業）
- V. 行政経費
- VI. 税制改正
- VII. 他府省等の上下水道関係予算
- VIII. 上下水道に係る政策の概要

令和8年1月

国土交通省
上下水道審議官グループ

I. 令和7年度 上下水道関係補正予算の概要

II 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

2. エネルギー・資源安全保障の強化

(2) GXの推進等

- インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進等

【主な事業】下水道汚泥の肥料利用に係る取組、創エネ・省エネに資する下水道施設の整備 等

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、下水道事業費補助) 3,242百万円

3. 防災・減災・国土強靭化の推進

(2) 令和の国土強靭化の実現

- 気候変動に対応する流域治水の推進

【主な事業】雨水ポンプ、雨水貯留管、雨水貯留施設の整備 等

(下水道防災事業費補助) 11,800百万円

- 強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向けた地震対策・基盤強化の取組の推進

【主な事業】上下水道施設の耐震化、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に向けた調査、DX推進 等

(上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助、水道施設整備費補助、下水道防災事業費補助) 6,625百万円

- 地域における老朽化対策、防災・減災、国土強靭化の推進

【主な事業】上下水道施設の耐震化・老朽化対策、広域連携、DX推進 等

(防災・安全交付金等) 130,452百万円

(想定国費)

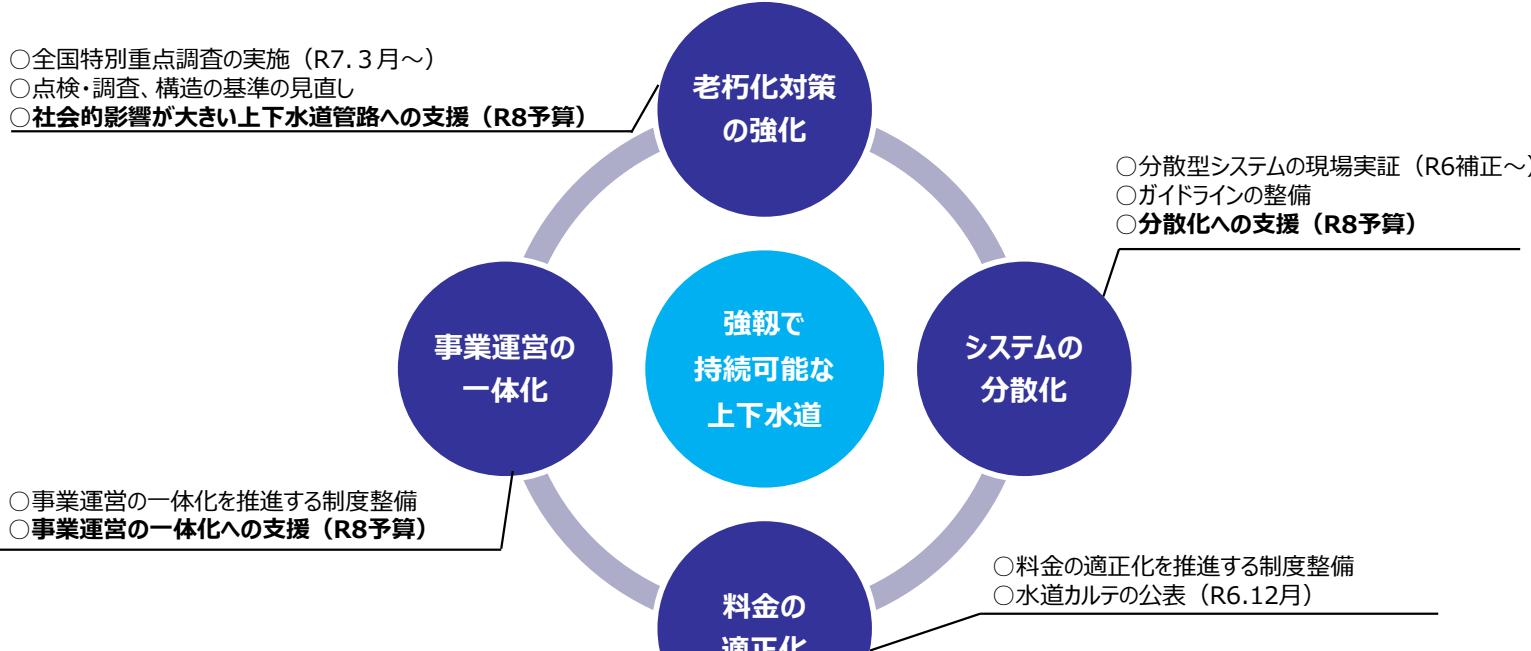
合計 152,120百万円

※ 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない。

II. 令和8年度 上下水道関係予算の概要

基本的考え方

- 令和7年1月の埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故等の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の老朽化対策の強化が必要。
- 同時に、能登半島地震の教訓も踏まえ、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化、料金の適正化、官民連携が必要。
- これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な制度整備を行うとともに、財政支援・インセンティブ付与を行う。



令和8年度 国土交通省関係予算総括表

(単位：百万円)

事 項	令和8年度 (A)	対前年度倍率 (A/B)	前年度 (B)
治 山 治 水	897,082	1.01	892,209
道 路 整 備	1,678,341	1.00	1,672,077
港 湾 空 港 鉄 道 等	417,947	1.01	413,580
住 宅 都 市 環 境 整 備	732,144	1.00	730,158
公 園 水 道 廃 畜 物 处 理 等	192,723	1.13	170,807
上 下 水 道	160,187	1.16	138,375
上 下 水 道	6,726	1.05	6,409
水 道	20,492	1.01	20,269
下 水 道	132,969	1.19	111,697
国 営 公 園 等	32,536	1.00	32,432
社 会 資 本 総 合 整 備	1,312,611	0.98	1,334,365
社会資本整備総合交付金	459,693	0.94	487,410
防 災 ・ 安 全 交 付 金	852,918	1.01	846,955
小 計	5,230,848	1.00	5,213,196
推 進 費 等	20,500	1.00	20,442
一般公共事業計	5,251,348	1.00	5,233,638
災 害 復 旧 等	43,701	1.05	41,642
公共事業関係計	5,295,049	1.00	5,275,280
そ の 他 施 設	58,359	1.00	58,443
行 政 経 費	721,472	1.17	619,039
合 計	6,074,879	1.02	5,952,762

- 1.本表のほか、国土交通省関係の政府情報システムのデジタル庁一括計上分34,390百万円がある。
- 2.本表のほか、東日本大震災復興特別会計（復旧・復興）34,769百万円がある。
- 3.計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

令和8年度 上下水道関係予算の内訳

[個別補助金・事業調査費等]

(単位：百万円)

	事業名	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上 下 水 道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,813	2,809	1.00
水 道	水道施設整備費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や水道事業の事業運営の一体化、安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費 ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	75	1.00
下 水 道	下水道防災事業費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や大規模な雨水処理施設の整備、河川事業と一体的に実施する事業等の取組を支援	122,250	102,250	1.20
	下水道事業費 ・下水道事業の事業運営の一体化や温室効果ガス削減に資する事業、PPP/PFI手法等を活用した事業、下水汚泥資源の肥料化等の取組を支援	9,836	8,564	1.15
	下水道事業調査費 ・国が自ら行う下水道関係の調査等	883	883	1.00
合計		160,187	138,375	1.16

[交付金]

(単位：百万円)

区分	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	0.98
うち 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	0.94
うち 防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

III. 新規事項

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

（1）重要管路の更新の推進

【個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充】

（水道・下水道）

（水道・下水道）

*交付金事業はR7補正より拡充

水道

重要水道管路更新事業（水道施設整備費補助）の創設

下水道

水道施設アセットマネジメント推進事業（防災・安全交付金）の拡充

重要下水道管路更新事業（下水道防災事業費補助）の創設

下水道ストックマネジメント支援制度（防災・安全交付金等）の拡充



全国特別重点調査での緊急度Iの例

●大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント 下水道管路の全国特別重点調査※2で「緊急度I」と判定された管路の更新は全て補助対象※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2m以上の管路

※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある

（2）重要管路の複線化等の推進

【個別補助事業の創設、交付金事業*の創設】

（水道・下水道）

（水道・下水道）

*交付金事業はR7補正より創設

水道

水道施設リダンダーシー強化事業（水道施設整備費補助）の創設

下水道

水道施設リダンダーシー確保推進事業（防災・安全交付金）の創設

下水道施設リダンダーシー強化事業（下水道防災事業費補助）の創設

下水道施設リダンダーシー確保推進事業（防災・安全交付金等）の創設

●重要管路※1のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路※4の複線化等※5を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※4 水道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※5 これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定

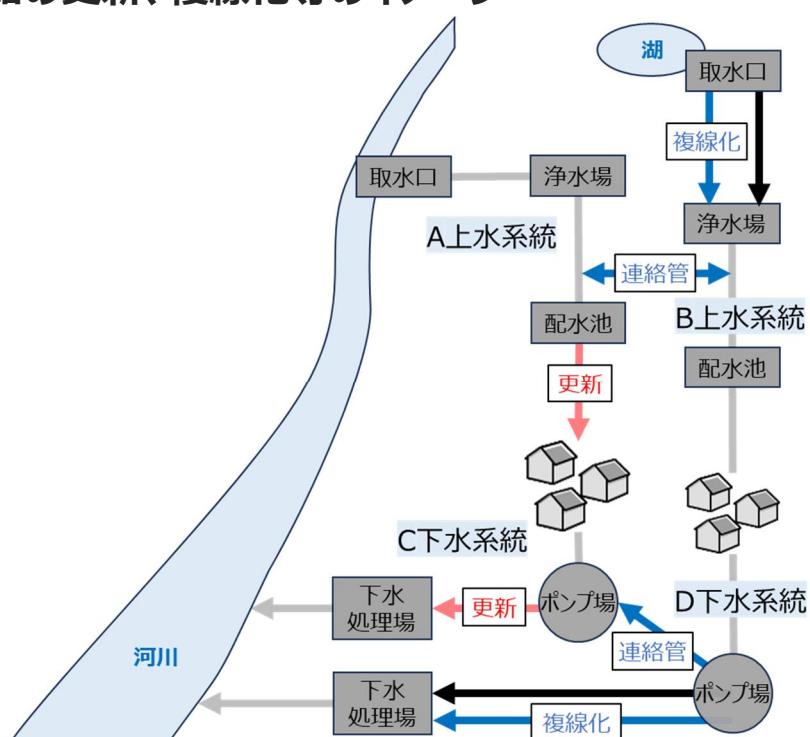
重要管路の更新、複線化等のイメージ



水道管路の更新イメージ



下水道管路の更新イメージ



2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

[個別補助事業の創設・交付金事業の拡充] (水道・下水道) (水道)

水道	水道広域連携推進事業（水道施設整備費補助）の創設
下水道	水道事業運営基盤強化推進事業（防災・安全交付金）の拡充
	下水道広域連携推進事業（下水道事業費補助）の創設

● **2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上^{※6}の事業運営の一体化^{※7}を支援^{※8※9}** [水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来の制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

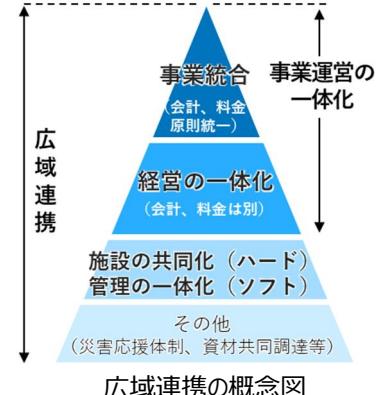
※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年内に事業運営の一体化を実現することが要件。）

※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）

ポイント 水道：資本単価要件を設けない
下水道：管渠の補助対象範囲を拡大^{※10}

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなるところ、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用



(2) 分散型システム導入の推進

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充] (水道) (水道)

水道	水道施設アセットマネジメント推進事業（防災・安全交付金）の拡充
	生活基盤近代化事業（水道施設整備費補助、防災・安全交付金）の拡充

● **分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加** [補助率1/3等]



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

(3) DXの推進

[交付金事業の拡充] (下水道)

下水道	下水道情報デジタル化支援事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）の拡充
-----	-----------------------------------------

● 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、**下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加** [補助率1/2]

(4) PFASへの対応強化

[個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充] (水道) (水道)

水道	高度浄水施設等整備費（水道施設整備費補助、防災・安全交付金）の拡充
----	-----------------------------------

● PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、**PFAS対策の補助対象自治体を拡大** [補助率1/4]

ポイント 資本単価要件、または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加
・料金回収率が100%以上である場合
・過去5年間において、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われている場合
・広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合



PFASへの対応の例
(活性炭処理施設)

IV. AB-Cross (上下水道一体革新的技術実証事業)

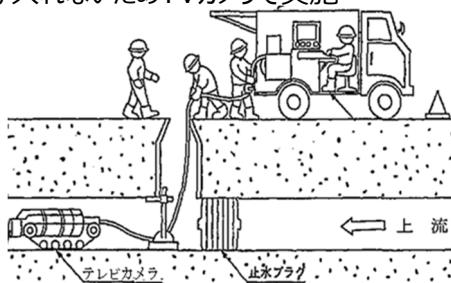
令和8年度 AB-Cross 新規実証事業テーマ

■メンテナンスの高度化・メンテナビリティの向上につながる技術

【下水管路の点検・調査の現状】

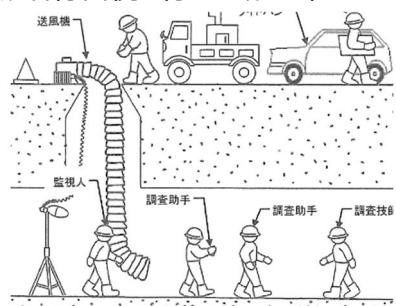
○内径800mmまでの下水管

人が入れないためTVカメラで実施



○内径800mm以上の下水管

人が入り潜行目視を行うことが基本



○常時管内水位が高く、水位低下が困難で、
人が近づけない管路など、正確な点検・調査が
容易でない箇所も存在

【技術の高度化・実用化により目指す姿】

精度の高い点検・調査 <High Quality>

- 人が近づけない管路等においても、精度の高い点検・調査を可能とする
- 特に社会的影響が大きい箇所は、管路内面の調査に加え、空洞調査、管厚・強度測定等を組み合わせ高度化

作業安全の確保 <No Entry>

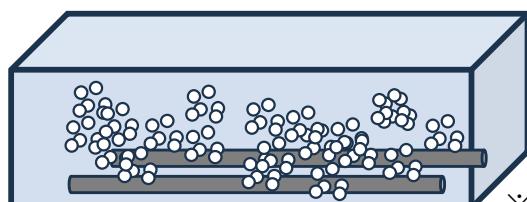
- 作業安全の確保や働き方改革等の観点から、人ができる限り管路に入らず点検・調査を行う

<技術の例>

無人化・省力化技術、大深度の空洞調査、大口径下水管の管厚や強度測定 等

下水管路における安全性確保

■2050年カーボンニュートラルの実現に資する省エネや創エネなどの技術



※従来下水処理 (イメージ)

- 上下水道施設から排出される温室効果ガスの削減
- 上下水道資源・エネルギーの活用

国土交通省の上下水道技術開発事業

【実用化段階】

AB-Cross (実規模実証)

実施設における
実規模実証
(最大2年)

AB-Cross (FS調査)

FS調査後、実規模実証に進める
段階にある技術の普及可能性調査 (最大2年)

応用研究 (下水道)

ラボレベルの研究を終え、応用化に
向けた開発段階にある研究 (最大2年)

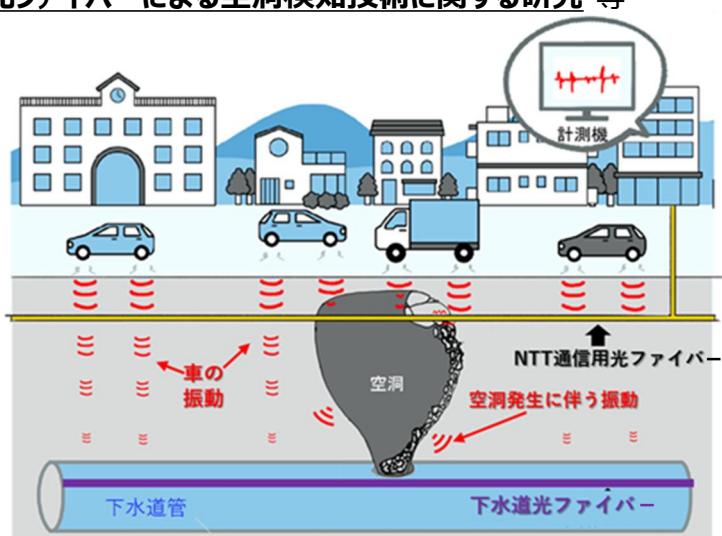
上下水道科学研究費補助金

大学等の優れた科学研究を助成
する競争的研究費制度 (最大3年)

【研究段階】

【事例】

【大深度空洞調査】 令和7年度上下水道科学研究費補助金 ・光ファイバーによる空洞検知技術に関する研究 等



V. 行政経費

【 】内は予算額（国費）

①上下水道の災害対応力強化に関する検討経費（継続）【21百万円】

- 令和6年能登半島地震を受け設置された「上下水道地震対策検討委員会」におけるとりまとめなどを踏まえながら、災害発生時に自治体職員を支えるデジタル技術の活用も含めて、各自治体における上下水道一体となった災害対応力を強化する方策について検討する。

②上下水道一体のウォーターPPP等の推進に向けた検討経費（継続）【42百万円】

- 上下水道分野におけるウォーターPPPをはじめとするPPP/PFI（官民連携）の理解促進に向けた方策等を検討し、地方公共団体への情報・ノウハウの共有を通じて、上下水道一体のウォーターPPP等を推進し、上下水道事業における持続性の向上を図る。

③上下水道分野の水ビジネス国際展開経費（継続）【112百万円】

- 上下水道分野の水ビジネスの国際展開を図るため、政府間会議やビジネスマッチング、本邦優位技術の普及方策検討、対象国における基準等の整備支援、海外における実証試験及び現地調査による案件発掘等を実施する。

④上下水道科学研究費補助金（継続）【61百万円】

- 大学や民間企業等を主体とした科学技術研究に対して助成を行うことで広範な領域における技術革新を促進し、その成果を活かし、強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向けた取組を推進する。

VI. 税制改正

除害施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

下水道施設の老朽化が全国的に急速に進むなか、下水道機能の確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進すべく、当該施設に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

民間事業場等から公共下水道へ、酸・アルカリや大量の油脂を含む悪質下水が排除された場合、管路の破損や閉塞などの予期しない損傷に伴う維持管理・更新コストの発生により、計画的な下水道の維持管理・更新が困難となる恐れがある。また、管路の損傷により大規模な道路陥没が発生した場合には、住民の日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす恐れがある。



脂で閉塞した管路（出典：川崎市HP）

要望の結果

特例措置の内容

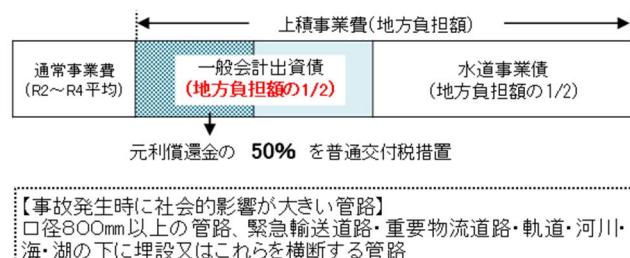
- 対象
公共下水道を使用する者で、かつ、新たに公共下水道の供用が開始された排水区域内で供用開始前から事業を行う者が設置した除害施設
- 措置内容
固定資産税の課税標準を市町村の条例で定める割合（5分の4を参照して10分の7以上10分の9以下）に軽減する。

結果

当該施設（沈殿又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置）に係る特例措置を2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）延長する。

上下水道の老朽化対策に係る地方財政措置

- 「全国特別重点調査」の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加 (R8～R12) (図1)
 - ※ 人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置 (改築の場合と同様)
- 水道管路の耐震化事業を対象とした地方財政措置の拡充及び期間の延長 (R8～R12) (図2)
 - ※ 事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業 (上積事業費) に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4 (一般対策分) から1/2に拡充
- DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査経費に係る特別交付税措置を創設 (R8～R9)
 - ※ 「上下水道DX技術カタログ」(令和7年3月国土交通省公表)に掲載された技術が対象
 - ※ 水道事業は地方単独事業が対象。下水道事業は地方単独事業で実施する汚水処理費が対象
 - ※ 事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、繰出額の50%を特別交付税措置



緊急自然災害防止対策事業債 (R8～R12)

- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路及び公共下水道 (管渠を除く浸水対策) が対象

公営企業債 (脱炭素化推進事業) (R8～R12)

- 公営企業の太陽光発電、公共施設のZEB化等の脱炭素化の取組を対象とした地方財政措置
- 水道事業では小水力発電、下水道事業では、下水処理施設等の省エネルギー改修 (国庫補助事業を含む)、バイオガス発電、肥料化施設や高温焼却施設の導入も対象

広域化・共同化に係る地方財政措置

- 上下水道の広域化・共同化を推進するために必要な事業を対象とした地方財政措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置

デジタル活用推進事業債 (R7～R11)

- 情報システムや情報通信機器等の整備の財源として、「デジタル活用推進事業債」を令和7年度に創設 (R7～R11)
- 一定の要件の下で行う上下水道事業が実施する事業について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、デジタル活用推進事業債の対象
- 上記に加えて、新たにセキュリティ対策の強化に必要なシステムの導入についても対象

PFOS・PFOA対策に係る地方財政措置

- PFOS・PFOAの水質基準化後、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い一時的に生じる応急対策経費に対し一般会計から繰り出した場合、その50%を特別交付税措置
 - ※ PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間 (除去施設等を整備する場合は施設完成まで (最長5年間))
- 簡易水道事業者が最低限実施しなければならない水質検査に要する経費に対し一般会計から繰り出した場合、その50%を特別交付税措置 (R8～R10)

地域未来交付金

- 令和7年度補正予算において、「地域未来交付金」が創設された。
- 地域未来交付金は、地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の取組を支援する交付金。例えば、まちづくりや地域振興の基盤となる上下水道システムの構築を図るため、
 - 持続可能な地域づくりのための上下水道施設等の整備
 - 下水道資源の有効活用や水道週間等に合わせたイベント開催などの地域振興や理解促進に係る取組
 - 水道ポータルサイト等導入事業
 等について、支援対象となり得る。

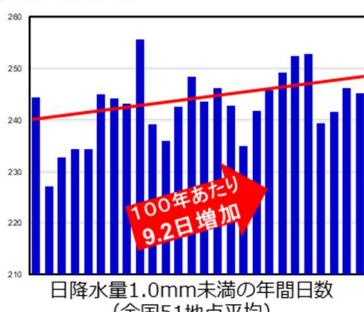
【国土交通省 水管理・国土保全局】

大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保（災害復旧事業）

- 水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、ダム堆砂が急激に進み、十分な水道容量が確保できないリスクが高まる。
- このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削（原型復旧分）を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道容量確保を促進し、水の安定供給を図る。

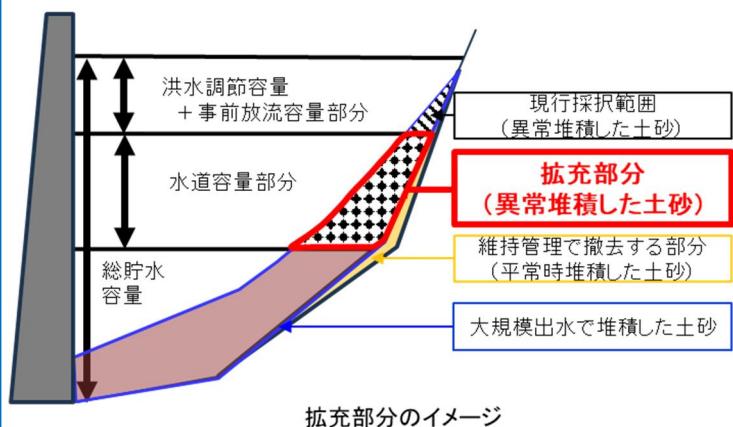
背景・課題

- 近年は時間雨量50mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日（日降水量1.0mm未満）は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- 水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われているため、大規模出水後にはダムの異常堆砂により十分な水量容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。



今後の対応

- 大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



【環境省】

エネルギー対策特別会計における上下水道関係事業

- 環境省によるエネルギー対策特別会計における予算支援の活用も可能

事業名	事業内容	補助率
脱炭素先行地域づくり事業	・脱炭素先行地域に選定されている自治体において、再エネ設備や基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援（※新規採択は令和7年度予算まで）	原則2／3
重点対策加速化事業	・再エネ発電設備の一定以上（都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、他の市町村：0.5MW以上）の導入を要件に、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電などの重点対策を複合的に実施する事業を支援（※新規採択は令和7年度予算まで）	2／3～1／3 (もしくは定額)
水インフラにおける脱炭素化推進事業	・上下水道施設等における再エネ設備、高効率設備等の導入を支援 ・また、上下水道施設の水路上部等の空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を実施	1／2 (太陽光発電設備のみ1／3)

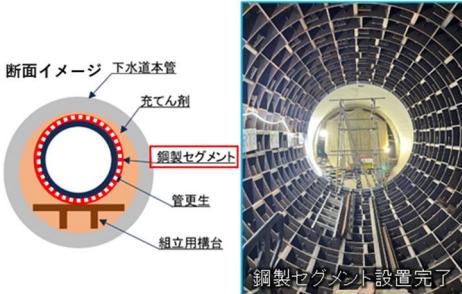
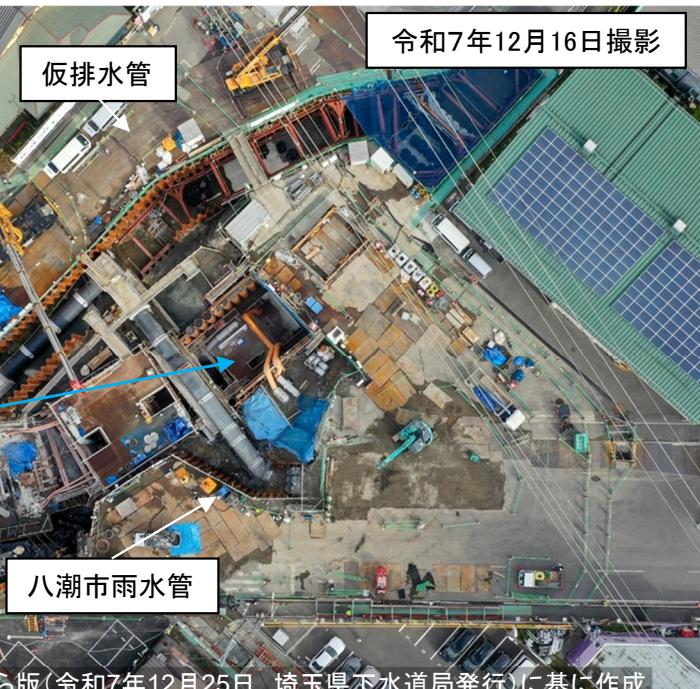
VIII. 上下水道に係る政策の概要

埼玉県八潮市 道路陥没事故の概要

- 発生日時: 令和7年1月28日(火)午前10時頃
- 発生場所: 埼玉県八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線(中央一丁目交差点内)
- 陥没規模: 幅約30メートル、深さ最大約10メートル
- 事故原因: 埼玉県にて調査中(流域下水道管の破損に起因するもの)
- 下水道管: 管径4.75m、昭和58年(1983年)整備(経過年数42年)

■ 現在までの対応状況

日付	対応
1/28(火)	・陥没発生
4/25(金)	・仮排水管の設置工事完了、下水の切替え開始
5/2(金)	・消防と警察がトラック運転手の救出作業を実施
7/19(土)	・八潮市雨水管(大正幹線)仮復旧工事完了
9/4(木)	・埼玉県「八潮市で発生した道路陥没に関する原因究明委員会」より中間とりまとめ発表 ⇒陥没の原因は、硫化水素によって腐食した下水道管によるものと判断
12/18(木)	・新管布設(鋼製セグメント設置)工事完了



道路陥没事故に関するかわら版(令和7年12月25日 埼玉県下水道局発行)に基に作成

■ 今後の見通し

- ・破損した下水道管の復旧 ⇒ 管更生工事、埋戻し、仮排水管撤去・本管への切り替え工事実施
令和8年4月の道路開放※ ※県道の暫定2車線供用
- ・抜本的対策(流域下水道管の複線化) ⇒ 埼玉県にて施工内容検討中

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

- 国土交通省は、埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえ、有識者委員会を設置。
- 今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討。

主なスケジュール

- ・2月21日 第1回委員会
- ・3月17日 第1次提言
【全国特別重点調査の実施について】
- ・3月18日 国交省から全国下水道管理者に全国特別重点調査要請
- ・5月28日 第2次提言
【国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方】
- ↓
- ・12月1日 第3次提言
【信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換】
I: 2つの『メリハリ』と2つの『見える化』による下水道管路マネジメントの転換
II: 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ



委員会



第3次提言 大臣手交 (12/1)

【参考】委員名簿(2025年12月時点)

委員長	氏名	役職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立 泰美	甲南大学 経済学部 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	小川 文章	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	藤橋 知一	東京都 下水道局長
委員	宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

(委員長以外50音順、敬称略)

総務省、農林水産省、経済産業省

事務局

上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

第1次提言 下水管路の全国特別重点調査

1. 調査対象：調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化：調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

○管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査

※優先実施箇所では、緊急度がI, IIに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施

○空洞調査：緊急度がI, IIと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化：全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施



※原則1年以内

第2次提言 国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方 ～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～

1. 基本認識

①下水管路は極めて過酷な状況に置かれたインフラ、大規模な下水道の下流部では水位が恒常に高くメンテナンスが困難

②安全性確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認すべき

2. 下水管路の全国特別重点調査に基づく対策の確実な実施

○強化した緊急度の判定基準に基づき、対策を確実に実施

3. 下水道等のインフラマネジメントのあり方

(1) 点検・調査技術の高度化・実用化

①大深度の空洞調査など地下空間の安全性の確保を目的とした技術
 ②無人化・省力化に向けたDXとしての自動化技術

(2) 点検・調査の重点化

①管路内面の点検・調査のみならず、地盤の空洞調査等を組合せ
 ②メリハリを設ける観点から、「事後保全」等の扱いとする箇所も検討

(3) リダンダンシー(冗長性)・メンテナビリティ(維持管理の容易性)を備えたシステムへの再構築

①事故時の社会的影響が大きい大規模下水道システムにおいては多重化・分散化
 ②マンホール間隔の見直しなどによりメンテナビリティを向上

(4) 地下空間情報のデジタル化・統合化

①道路管理者と道路占用者の連携により、占用物情報をはじめ、路面下空洞調査の結果や道路陥没履歴等の情報をデジタル化し、統合化する仕組みを検討

(5) 下水道等のインフラマネジメントを推進するための財源確保

①必要な更新投資を先送りしないよう使用料を適切に設定
 ②集中的な耐震化・老朽化対策に対し国が重点的に財政支援
 ③広域連携や官民連携の更なる推進

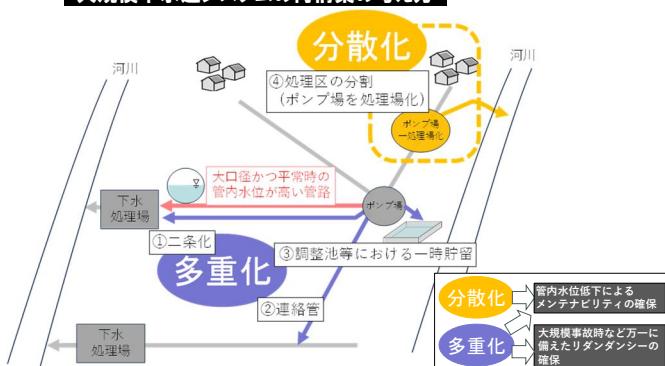
下水管路の点検・調査の重点化の考え方



ドローン調査



大規模下水道システムの再構築の考え方



第3次提言 信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換

I. 2つの『メリハリ』と2つの『見える化』による下水道管路マネジメントの転換（概要）

全国特別重点調査の結果も踏まえ、本年5月の第2次提言の内容を精緻化

1. 基本認識

- ・大前提としての「下水道管路内の作業安全の確保」
- ・事故時等の社会的影響が大きい箇所等への点検・調査の重点化などの『メリハリ』
- ・必要な更新投資を先送りしないための「使用料の適切な設定」と「集中的な対策への国による重点的な財政支援」



埼玉県八潮市の事故現場
(令和7年1月31日)

2. 全国特別重点調査（優先実施箇所）の調査結果から得られた主な知見と課題（9月末時点）

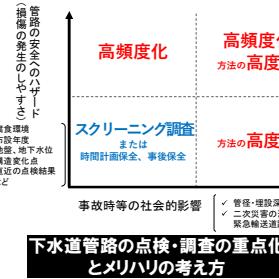
- ・調査延長（判定済み666km）の約1割で直ちに改築等が必要との判定
- ・これまで点検・調査が困難であった箇所をドローン等で調査するとともに、今後の調査精度向上の必要性を確認（カメラ性能・位置情報の把握、曲線部での飛行等）
- ・複数の手法を組み合わせる点検・調査方法の高度化の効果・必要性を改めて確認（画像等目視で把握できない劣化を打音調査等で補足的に把握した事例や、道路管理者とも連携して路面下の空洞調査を実施し空洞の存在を確認した事例）



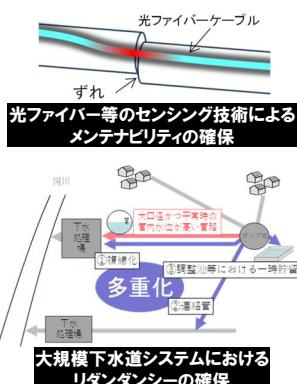
直ちに改築が必要と判定された事例

ドローンによる目視調査

テストハンマーによる打音調査



下水道管路の点検・調査の重点化とメリハリの考え方



3. 具体的な方策の考え方と今後の対応

メリハリ	大 ← (損傷の発生のしやすさや事故時等の社会的影響) → 小	
	①『メリハリ』の効いた点検・調査の徹底	②再構築の『メリハリ』
高頻度化・方法の高度化 (空洞調査など複数手法の組み合せ)	スクリーニング調査 (詳細調査箇所の絞り込み) や時間計画保全、事後保全の手法を適用	
メンテナビリティ (維持管理の容易性) 及びリダンサンシー (複数化など) の確保	人口動向等を踏まえた分散化、下水道区域の縮小 (渋滞等への転換) など維持すべき施設の最適化 (経営化)	
劣化状況の診断基準の明確化	※ 調査・診断できなかった箇所は関係者間で共有。必要な改築が困難な箇所は地盤改良など最大限可能な対応を実施。	
①管理者・担い手にとってのテクニカルな『見える化』	点検調査結果のデジタル化・データベース化 (標準化)	
②市民への『見える化』	無人化・省力化、DXに向けた技術の高度化・実用化 (センシング、ドローン調査、AI診断技術等)	
点検・調査結果等の公表の枠組みの明確化	点検・調査結果等の公表の枠組みの明確化	
必要な更新を先送りしないための使用料負担に対する理解・協力	必要な更新を先送りしないための使用料負担に対する理解・協力	

・国による点検・調査の頻度等の基準化、技術の高度化・実用化 ・第1次国土強靭化実施中期計画等に基づく重点的な財政支援

新しい管路マネジメントへの転換を全国隅々まで徹底

II. 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ（概要）

経緯

- 笠子トンネル天井板崩落事故 [2012.12.2] を契機にメンテナンスの強化を推進

○ 2013年を「社会資本メンテナンス元年」に位置付け

○ 「社会資本の維持管理・更新について当面講すべき措置」策定 [2013.3.21]
○ 「インフラ長寿命化基本計画」策定 [2013.11.29]

○ 社整審・交政審 答申 今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について [2013.12.25]

○ 社整審 道路分科会 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 [2014.4.14]
最後の警告—今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

○ 「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」
当初<計画期間: H26~H32年度> [2014.5.21]
改定<計画期間: R3~R7年度> [2021.6.18]

○ 社整審・交政審技術分科会 技術部会 提言
『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズ～』 [2022.12.2]

○ 各分野における主な老朽化対策の取り組み
①法令等の整備 ②基準類の整備
③個別設計計画の策定 ④点検・診断／修繕・更新等
⑤情報基盤の整備と活用 ⑥新技術の開発・導入
⑦予算管理 ⑧体制の構築

- 埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没 [2025.1.28] → 有識者委員会の設置

○ 第1次提言 同種・類似の事故の未然防止を目的とした「全国特別重点調査の実地について」提言 [2025.3.17]

○ 第2次提言 国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方～安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現に向けて～ [2025.5.28]

位置付け

- インフラマネジメントの重要性と不具合のあった際の国民生活への影響の大きさを再認識
- 令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市道路陥没事故からみた、インフラ全般に共通する課題について整理し、新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじを示す

第3次提言の概要

1. 社会インフラの信頼性に対する国民の懸念

- 社会インフラの信頼性に対する国民の懸念を払拭し、老朽化対策に万全を期す

2. 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ

(1) 2つの『見える化』の徹底

《管理者や担い手にとっての『見える化』》《市民への『見える化』》

- 点検・調査・診断における新技術の導入やデジタル管理体制の早期確立など、管理者や担い手にとっての「テクニカルな見える化」を推進
- インフラの老朽化を「自分ごと化」するよう促すため、「市民への見える化」を推進

(2) 2つの『メリハリ』が不可欠

《重点化する『メリハリ』》《軽量化する『メリハリ』》

- 技術的な知見に基づいて、点検・調査の頻度や方法等の効率化を推進
- 地域の将来像を踏まえた、対策の優先度の設定や計画的な集約・再編を推進

(3) 現場（リアルワールド）に「もつと光を」

- 地域を支えるエッセンシャルサービスとして地域の活力と雇用創出につなげていくよう、「業界力」を向上
- 「エッセンシャルジョブ」の世界にもつと光が当たるよう、表彰制度や待遇改善等の総合的な対策を推進
- インフラを支えている「現場の担い手」が働きがいをもって活躍できるようにするために、匠としてリスペクトし、待遇面などの対策を推進

(4) 統合的『マネジメント』体制の構築

- 点検・調査のみならず、計画・設計・整備・修繕・改築など全てを一体的に考える統合的『マネジメント』体制を構築
- 構造物の特性を踏まえ、供用期間にわたり、適切な維持管理が容易に実施できるよう設計段階からメンテナビリティ（維持管理の容易性）やリダンサンシー（冗長性）の確保を推進
- 道路管理者と占用者が連携した占用物の点検計画等の確認や効率的な路面下空洞調査の実施等による適切な維持管理、地下空間情報のデジタル化・統合化を推進
- 地域課題の解決に向け、分野横断的に連携

(5) 改革推進のための『モーメンタム』

- 管理者と利用者などが一体となって、市民がインフラマネジメントの取組に参加したくなるよう、社会全体を動かすモーメンタムを醸成
- 政産省官民が一丸となって取り組む「インフラメンテナンス国民会議」や「インフラメンテナンス市区町村長会議」の活動等を強化

3. 実現に向けた仕組みづくり

- 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進

- 「人の群マネ」を積極的に取り入れることによる協力体制の強化

- 群マネの導入や新技術の活用促進の支援、専門家を派遣する等の地方公共団体支援の体制を構築

- 予算の安定的な確保、予防的インフラマネジメントへの重点的な財政支援や制度改正の検討

第1次国土強靭化実施中期計画 (R7.6.6閣議決定)

- 今後、激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応していくため、5か年加速化対策に続く計画として、実施中期計画を策定（計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間）。
- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」による提言を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水管路の更新やリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

施策名	指標名	計画策定時	計画期間目標	将来目標
水災害リスク情報の充実・活用	雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約800市区町村（令和7年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合	0 % (R5)	100 % (R12)	100 % (R12)
流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）	浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による浸水対策完了率	70 % (R5)	82 % (R12)	100 % (R22)
	浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率	5 % (R5)	12 % (R12)	100 % (R40)
	人口・資産集積地区（市街化区域・DID（人口集中地区）等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約460か所、ポンプ場：約1,700か所）における水害時の揚水機能確保完了率	16 % (R5)	82 % (R12)	100 % (R14)
上下水道施設の戦略的維持管理・更新	漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路（口径800mm以上の管路）の更新（約600km）の完了率	8 % (R6)	32 % (R12)	100 % (R23)
	損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km）の健全性の確保率 ※口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路	0 % (R6)	100 % (R12)	100 % (R12)
	修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径800mm以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備（約300km）の完了率	33 % (R6)	76 % (R12)	100 % (R15)
	修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径2m以上の管路）を有する地方公共団体（約60団体）のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合	7 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合	34 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合	21 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約760か所）の対策完了率	0 % (R3)	100 % (R12)	100 % (R12)
	水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路（鉄管）の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合	0 % (R6)	100 % (R8)	100 % (R8)
上下水道施設の耐災害性強化	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国約2,000か所）の停電対策完了率	73 % (R4)	100 % (R12)	100 % (R12)
	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（全国約700か所）の浸水災害対策完了率	44 % (R4)	75 % (R12)	100 % (R18)
	上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国約1,400事業者）における危機管理マニュアルの策定率	75.4 % (R4)	100 % (R12)	100 % (R12)
	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	9 % (R5)	30 % (R12)	100 % (R36)
	水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率	43 % (R5)	59 % (R12)	100 % (R31)
	水道の急所施設である取水施設（全国の取水施設能力：約7,600万m ³ /日）の耐震化完了率	46 % (R5)	67 % (R12)	100 % (R23)
	水道の急所施設である浄水施設（全国の浄水施設能力：約7,100万m ³ /日）の耐震化完了率	43 % (R5)	76 % (R12)	100 % (R17)
	水道の急所施設である配水池（全国の配水池有効能力：約4,000万m ³ ）の耐震化完了率	67 % (R5)	84 % (R12)	100 % (R18)
	下水道の急所施設である下水道管路（約9,100km）の耐震化完了率	70 % (R5)	80 % (R12)	100 % (R25)
	下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率	49 % (R5)	63 % (R12)	100 % (R32)
	下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率	52 % (R5)	69 % (R12)	100 % (R25)

下水管路マネジメントのための技術基準等検討会

- 下水管路のマネジメントに関する具体的な基準等について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「下水管路マネジメントのための技術基準等検討会」を8月21日に設置。
- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の、第2次提言などを踏まえて点検や再構築に関する具体的な基準等を検討することとされていることから、本検討会を設置し、技術的・専門的見地から検討を行うもの。

主なスケジュール

令和7年 8月21日 第1回
10月6日 第2回
10月30日 第3回
12月1日 第4回
12月18日 第5回 中間整理(案)



第4回検討会の様子(令和7年12月1日)

委員名簿(2025年12月時点)

氏名	役職
委員長	森田 弘昭
委員	砂金 伸治
委員	桑野 玲子
委員	佐藤 克己
委員	北田 健夫
委員	家壽田 昌司
委員	秋葉 雅章
委員	宮崎 博明
委員	河西 勉
委員	武内 靖樹
委員	稻垣 裕亮

・オブザーバー

・国土交通省道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室

(敬称略)

・事務局

・国土交通省(上下道審議官グループ及び国総研上下水道研究部)

・公益社団法人 日本下水道協会

下水管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理(概要)

1. 下水管路マネジメントに関する技術基準等の考え方

- 現行の基準等を包括的に見直し、重要な項目は国の基準等に引き上げ
- 社会的影響を踏まえ「重要管路」と「枝線」に区分し、「メリハリ」をつけた戦略的なマネジメントを進め、限られた人員や予算の中で施設の安全性を確保

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価とともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管の診断基準を設定

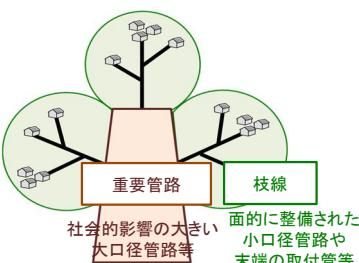
(2) 「メリハリ」をつけた点検

- 「重要管路」は、頻度を明確化、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「枝線」は、要注意箇所の頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

「重要管路」と「枝線」の考え方



診断区分の見直し(案)

健全度区分		状態
IV	緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
III	早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
II	要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要があり、措置を講ずることが望ましい状態
I	健全	構造物の安全性が低下していない状態
	診断保留	十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態 ※ 観視や路面上空洞調査等、個別に応方法を検討・実施

3. 構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げることができない箇所で、複線化等による多重化を原則化

(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改善の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

4.2つの「見える化」に向けた情報管理

- 維持管理の正確性や効率性の向上に向け、記録すべき情報を見直し、デジタル化を促進

- 市民の使用料負担等への理解促進に向け、老朽化状況や対策内容等の公表を推進

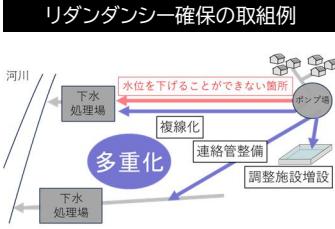
5. 管内作業の安全性確保

- 安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、留意事項を徹底
- 点検技術の高度化・実用化を推進

「メリハリ」をつけた点検

点検	重要管路	枝線
頻度	要注意箇所 3年や5年に1回以上	要注意箇所 5年に1回以上
要注意箇所以外	10年に1回以上	要注意箇所以外
健全度Ⅲと診断された箇所	上記より更に高頻度化	リスク等を踏まえ適切に頻度を設定

リダンダンシー確保の取組例



下水管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議

- 管路メンテナンスの高度化に資する技術の現場実装・普及に向けて、自治体や業界団体等の各関係機関が連携して、技術的課題に基づく開発目標の設定を行うとともに、開発された技術が確実に現場実装されるためのビジネスモデルと図書・基準類を検討し、それらの作成の役割分担とスケジュールを検討。

主なスケジュール

令和7年 10月 8日 第1回
 11月20日 第2回
 12月25日 第3回 開発目標の設定(技術カテゴリA, B)

令和7年度内 第4回 調達環境整備ロードマップの策定
 (技術カテゴリA)

次年度以降

- ・調達環境整備ロードマップの策定(他技術)
- ・ロードマップ進捗状況のフォローアップ



第2回推進会議の様子(令和7年11月20日)

委員名簿(2025年12月時点)

	氏名	役職
委員長	加藤 裕之	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 特任准教授
委員	小野 潔	秋田県 建設部長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	川上 直之	東京都 下水道局 計画調整部 技術開発担当部長
委員	秋葉 雅章	愛知県 建設局 治水防災対策監
委員	秋山 啓	札幌市 下水道河川局 事業推進部 管路担当部長
委員	井深 清	横浜市 下水道河川局 下水道管路部長
委員	根門 晋治	名古屋市 上下水道局 管路部長
委員	谷田 聰	京都市 上下水道局 下水道部長
委員	宮崎 博明	大阪市 建設局 下水道部長
委員	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部長
委員	高橋 栄一	行田市 都市整備部長
委員	河西 勉	横須賀市 上下水道局 技術部長
委員	稲垣 裕亮	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 部会長
委員	深谷 渉	公益社団法人 日本下水管路管理業協会 技術顧問
委員	永長 大典	公益社団法人 日本下水道協会 技術部長
委員	細谷 祐之	一般社団法人 日本管更生技術協会 理事
委員	友部 秀久	一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会 事務局長
委員	大森 由明	一般社団法人 日本下水道ファイバーテクノロジー協会 常務理事

<事務局>

・国土交通省(上下道審議官グループ及び国総研上下水道研究部)

・公益社団法人 日本下水道新技術機構

(敬称略)

高度化・実用化を目指す技術カテゴリ

第2回下水管路メンテナンス技術の高度化・実用化
 推進会議資料(令和7年11月20日)を一部編集

技術カテゴリ	目的	主な技術
A 目視調査	A-1 調査難所の克服	管内の水位や流速などにより人が近づけない、もしくは現状の技術では調査が容易ではない箇所(調査難所)を調査可能とする
	A-2 管内No Entry (管内に入らない)	人が管路に入り調査している箇所(潜行目視)を、人ができる限り入らずに、潜行目視と同程度の精度で効率的に調査可能とする
B 目視調査 との組合せ 技術	B-1 管厚・強度測定	目視調査で把握できない劣化を把握可能とする
	B-2 空洞調査	深い位置に埋設された管路周辺の空洞を探査可能とする
C センシング・モニタリング	テクニカルな「見える化」(「見るべきものを見るようにする」)によりリスクを見逃さないメンテナビリティを向上させる	路面変状把握 光ファイバーセンサー
D データ活用(AI画像診断)	作業の省力化・無人化	AI画像診断
E 管路更生	シールド工法等で施工された大口径管の改築技術を標準化する(現状は一件ごとの個別対応)	更生工法



ドローンによる目視調査



リバウンドハンマーによる打音調査等



貫入試験による空洞調査

上下水道政策の基本的なあり方検討会

- 2050年の社会経済情勢を見据え、強靭で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへの進化に向けた方向性を検討することを目的に、有識者、自治体等から構成される「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置。
- 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、上下水道の基盤強化に関するテーマとして、「複数自治体による一体的事業運営」及び「老朽化対策を着実に進める経営」等を先行的に議論し、令和7年6月に第1次とりまとめを策定・公表。
- 現在、これらの取組の持続可能性を高める「集約型・分散型のベストミックスによる施設配置」及び「人材確保・人材育成」を中心に議論しており、令和8年1月に第2次とりまとめを策定・公表。

▼ 検討会のスケジュール

第1回
(R6.11)

- ・設置趣旨
- ・検討会の進め方
- ・2050年の姿と今後の上下水道に関する論点

第2回
(R7.1)

- ・上下水道の現状と課題

第3回
(R7.4)

- ・検討会の進め方の見直し
- ・埼玉県八潮市における道路陥没事故の現状
- ・上下水道の経営に関する今後の政策の方向性

第4回
(R7.5)

- ・上下水道の広域連携に関する今後の政策の方向性
- ・第1次とりまとめ骨子(案)の提示

第5回
(R7.6)

- ・第1次とりまとめ(案)の提示

第6回
(R7.9)

- ・上下水道における集約型・分散型に関する今後の方向性

第7回
(R7.10)

- ・上下水道における人材確保・育成に関する今後の方向性
- ・第1次とりまとめを踏まえた取組
- ・第2次とりまとめ骨子(案)の提示

第8回
(R7.12)

- ・第2次とりまとめ骨子(案)の提示

R8.1.20 第2次とりまとめの公表



第6回検討会(R7.9.19)

R7.6.25 第1次とりまとめの公表

▼ 委員名簿

	氏名	所属(敬称略)
委員長	滝沢 智	東京都立大学都市環境学部 都市基盤環境学科 特任教授
委員	朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 都市政策科学科 教授
	池道 彦	大阪大学工学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 教授
	石田 紀彦	東京都下水道局 浄水部長(特命担当部長兼務)
	浦上 拓也	近畿大学経営学部経営学科 教授
	春日 郁朗	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
	家森田 昌司	東京都下水道局 計画調整部長
	坂本 武志	高根沢町 上下水道課長
	富安 啓二	荒尾市企業局 局長兼総務課長
	難波 悠	東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 教授
	野澤 千絵	明治大学政治経済学部 専任教授
	平林 由希子	芝浦工業大学工学部土木工学課程 教授
	藤原 拓	京都大学大学院地球環境学堂 教授
	横田 明美	明治大学法学院 専任教授
専門委員	青木 秀幸	公益社団法人日本水道協会 理事長
	岡久 宏史	公益社団法人日本下水道協会 理事長
	北尾 裕一	一般社団法人日本水道工業団体連合会 会長
	黒田 恵司	地方共同法人日本下水道事業団 理事長
臨時委員	石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
おなじみ	白水 照之	株日本政策投資銀行 地域調査部次長
東	後藤 友宏	総務省自治財政局 公営企業課長
利	東 利博	環境省水・大気環境局環境管理課 水道質・衛生管理室長

第2次とりまとめ

「複数自治体による事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」

基本認識

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
→ 広域連携に伴う事業規模拡大による業務執行体制の強化

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
→ 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

**強靭で持続可能な上下水道インフラを
次世代に守り継ぐ**

という、将来に対する使命を果たす!!

(1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を
国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進
(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実
(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援(個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み(資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有
(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進
(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、
多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現
(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)

【水道】② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築
(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)

③ 小規模水道の今後のあり方
(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)

【下水道】① 汚水処理システム全体の最適化(集約型・分散型のベストミックス)
(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
② 下水道区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化
(分散型システムに転換する手続きの明確化)

(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築(リアルな広報、モデル事業)
- ② 生産性向上による待遇・労働環境改善(DX実装、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築(他分野連携、専門人材プール機関の活用)

(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化(維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化
(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化
(国土強靭化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)

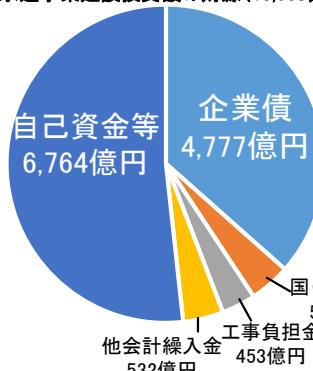


事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

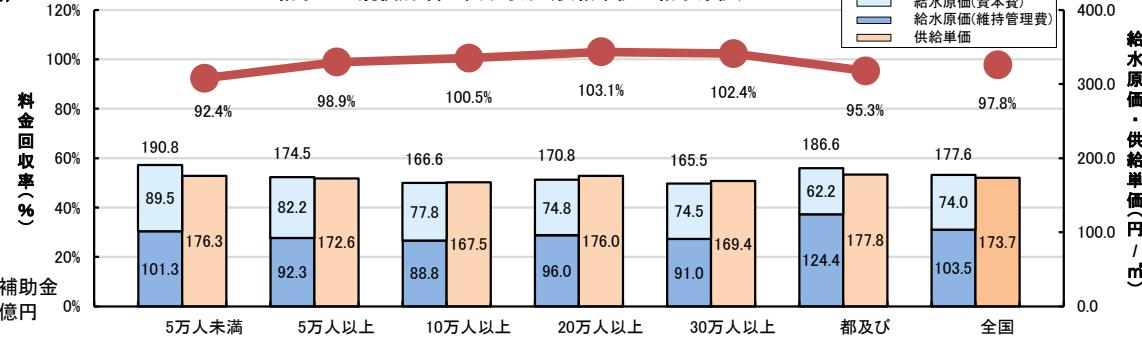
水道事業の料金回収等に関する状況

- 水道事業の建設投資の財源については、水道料金等を原資とする自己資金等が大きなウェイトを占める。
- 小規模な水道事業ほど、給水原価が供給単価を上回る傾向にある(=原価割れしている)。
- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあるが、原価割れの状況を改善するには至っていない。

水道事業建設投資額の財源(13,068億円)

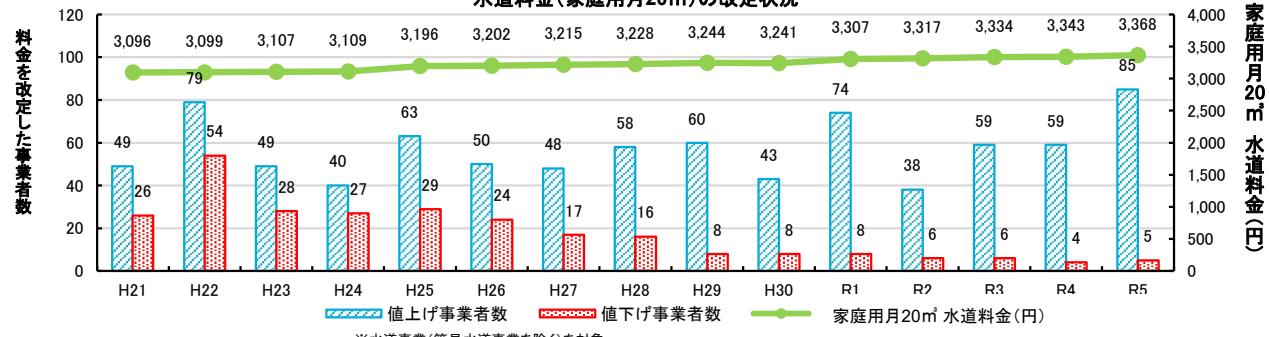


給水人口規模別 料金回収状況(供給単価／給水原価)



※水道事業(簡易水道事業を除く)を対象
出典:「令和5年度地方公営企業年鑑(総務省)」をもとに国土交通省が作成

水道料金(家庭用月20m³)の改定状況

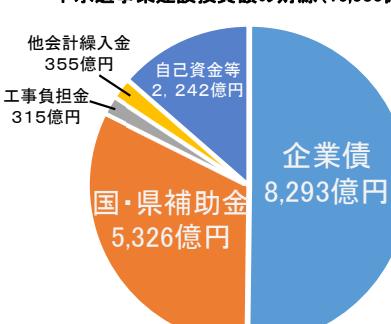


※水道事業(簡易水道事業を除く)を対象
出典:「水道料金表(令和6年4月1日現在)」(公益社団法人日本水道協会)をもとに国土交通省が作成

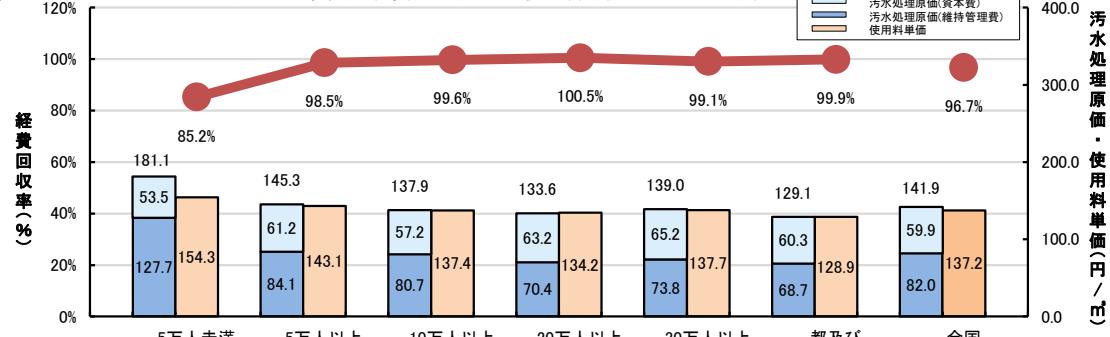
下水道事業の使用料回収等に関する状況

- 下水道事業の建設投資の財源については、企業債や補助金(国・県)が大きなウェイトを占める。
- 小規模な下水道事業ほど、汚水処理原価が使用料単価を上回る傾向にある(=原価割れしている)。
- 下水道使用料については消費税増税があったH26,R1年度に使用料改定を実施している事業者が多い。平均使用料については右肩上がりで推移。

下水道事業建設投資額の財源(16,530億円)

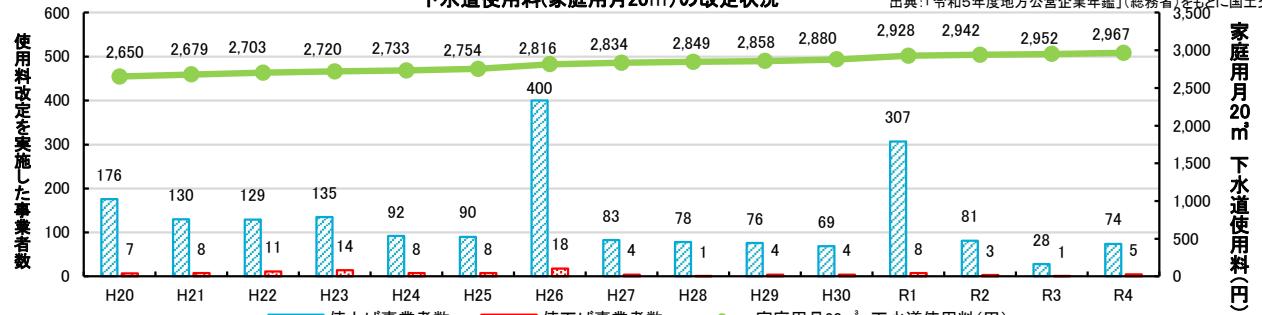


処理区域内人口規模別 経費回収率状況(使用料単価／汚水処理原価)



※公共下水道事業(特環、特公を含む)及び流域下水道事業を対象
出典:「令和5年度地方公営企業年鑑(総務省)」をもとに国土交通省が作成

下水道使用料(家庭用月20m³)の改定状況



※公共下水道事業(特定公共下水道事業を除く)を対象
※汚水処理原価には公費負担分を含まない
※未供用等を除く

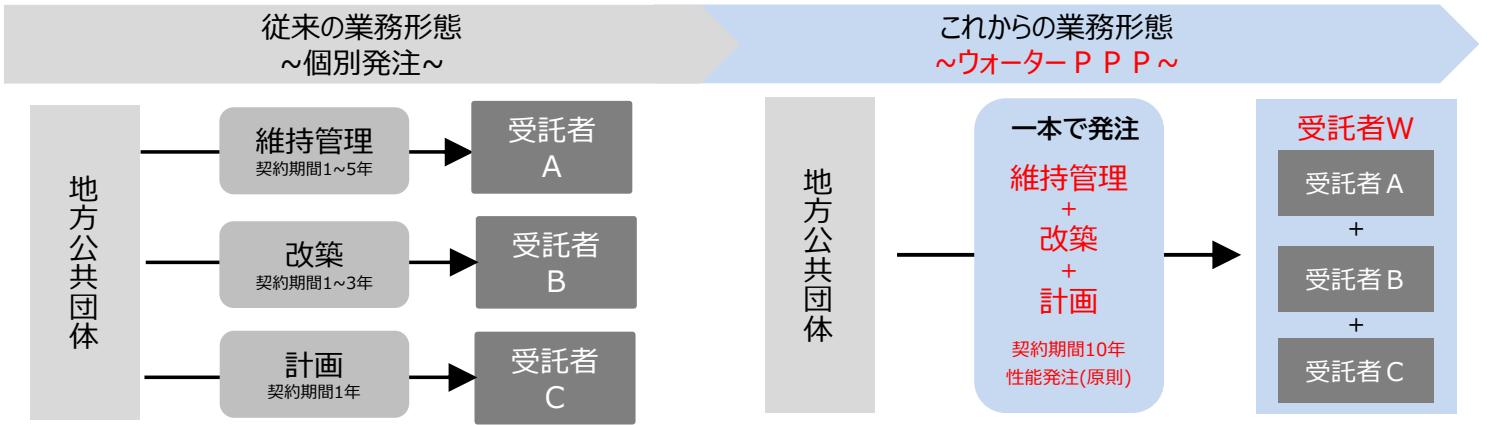
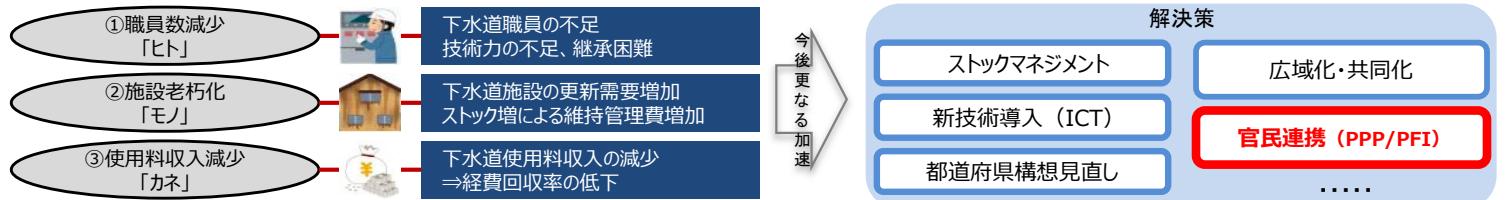
出典:「令和5年度地方公営企業年鑑(総務省)」をもとに国土交通省が作成

上下水道分野の「水の官民連携」(ウォーターPPP)推進

なぜ「水の官民連携」(ウォーターPPP)が必要なのか？

概要とポイント・留意点

(参考)ウォーターPPP(レベル3.5)の必要性とイメージ



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
　　複数の工事の調整も高度で困難。
→（民間）業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
　　性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
 - ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
 - ▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期▶スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則▶民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

- 「水の官民連携」(ウォーターPPP)は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称であり、令和13年度までに、上下水道分野で200件(水道100件、下水道100件)の具体化を狙う。
- ガイドラインや上下水道一体の契約書例等の整備、有識者の助言等を受けて意見交換するウォーターPPP分科会の開催、ウォーターPPP導入検討費補助等により、地方公共団体の導入の検討を支援。
- 国土強靭化や広域連携の取組と整合性を取りつつ、質の高いウォーターPPPを推進できるよう制度的な検討を進める。

■ ウォーターPPPの概要



■ ウォーターPPPの実施/導入検討状況 (R7.10時点)

- 上下水道分野で、8件が事業実施中
12件が入札・公募手続き中

地方公共団体	方式	分野	入札公募 ^{※1}
① 山口県宇部市	レベル4	下水道	R6.10
② 京都府城陽市	レベル3.5	上下水道	R6.11
③ 愛知県	レベル4	上工水道	R6.12
④ 静岡県富士市	レベル3.5	下水道	R7.4
⑤ 神奈川県葉山町	レベル3.5	下水道(管路)	R7.4
⑥ 沖縄県宜野湾市	レベル3.5	下水道	R7.6
⑦ 熊本県荒尾市	レベル3.5	上水道	R7.7
⑧ 愛媛県新居浜市	レベル3.5	上工下水道	R7.9
⑨ 大阪府河内長野市 ^{※2}	レベル3.5	下水道	R7.9
⑩ 大阪府大阪狭山市 ^{※2}	レベル3.5	下水道	R7.9
⑪ 新潟県糸魚川市	レベル3.5	上下水道	R7.10
⑫ 神奈川県葉山町	レベル4	下水道(施設等)	R7.10

【令和8年度予算の編成等に関する建議 (R7.12.2)抜粋】

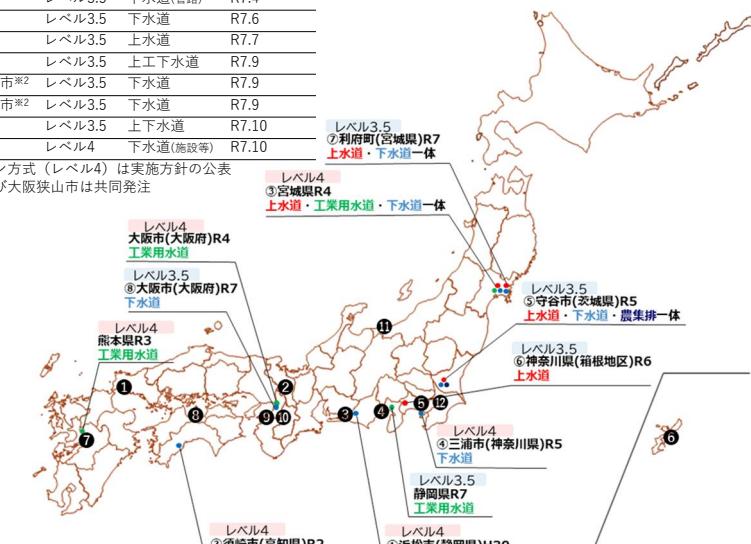
…単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターピンパの導入検討が進んでいますが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。…

■ PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）における ウォーターPPPの目標件数

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度 具体化件数 (累積)	早期に具体化が 見込まれる件数 (累積)※2
水道	100件	5件	8件	約25件
下水道	100件	3件	12件	約40件
工業用水道	25件	5件	10件	約15件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）で
令和13年度までに狙うことされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更が有る。



上下水管路の経年化の現状と課題

○水道の管路経年化率は25.3%※1まで上昇、管路更新率は0.61%(令和5年度)

※1 全管路延長約74.6万kmに占める法定耐用年数(40年)を超えた延長約18.8万kmの割合

- 令和5年度の更新実績 : 更新延長約4,500km、更新率0.61%
- 60年で改築する場合※2 : 更新延長約9,400km、更新率1.26%必要

※2 法定耐用年数を超えた管路約18.8万kmを今後20年間(令和6~25年度)で更新する場合

○下水道の管路経年化率は7.4%※3まで上昇、管路更新率は0.13%（令和5年度）

※3 全管路延長約50万kmに占める標準耐用年数(50年)を超えた延長約4万kmの割合

- 令和5年度の更新実績：更新延長672km、更新率0.13%
- 75年で改築する場合※4：更新延長約1.6千km、更新率0.32%必要

※4 標準耐用年数を超えた管路約4万kmを令後25年間(令和6~30年度)で更新する場合



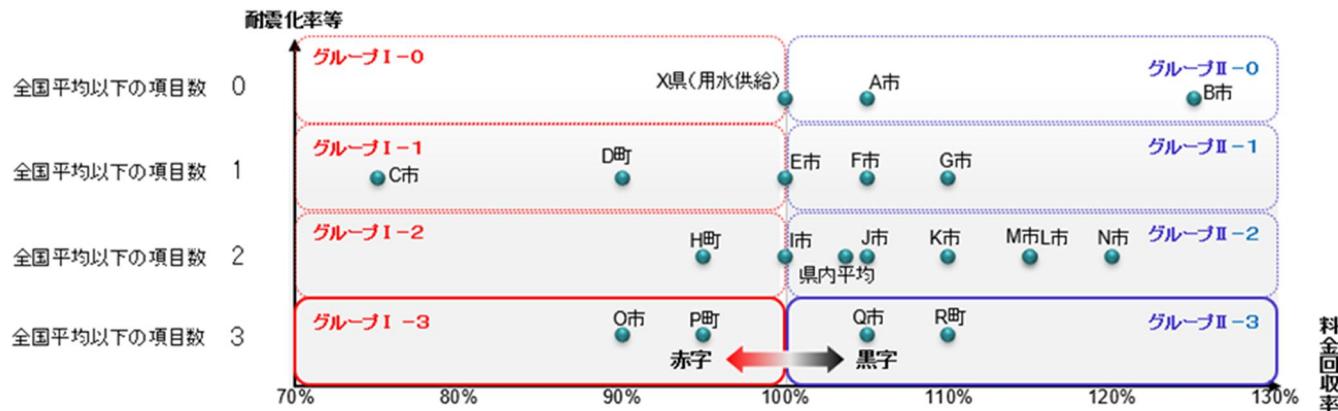
管路経年化率(%) = 耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

管路更新率(%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

水道カルテ

- 水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識するツールとなることを期待し、「水道カルテ」を作成。「下水道カルテ」についても、令和8年春に作成予定。

■「水道カルテ」のイメージ



事業主体名	全国平均	県内平均	A市	L市	C市	N市	H町	E市	M市	P町	F市	B市	市	F町	K市	G市	O市	Q市	D町	J市	県外(用水供給)
グループ			II-0	II-2	I-1	II-2	I-2	II-1	II-2	I-3	II-1	II-0	II-2	II-3	II-2	II-1	I-3	II-3	I-1	II-2	II-0
料金回収率(令和4年度)		104%	105%	115%	75%	120%	95%	100%	115%	95%	105%	125%	100%	110%	110%	90%	105%	90%	105%	100%	
<参考>																					
1か月の水道料金	3,332円	3,397円	3,451円	2,856円	3,219円	3,681円	4,210円	3,843円	3,754円	2,893円	3,124円	3,421円	2,945円	3,597円	4,067円	3,249円	3,145円	2,843円	3,457円	3,397円	—
耐震化率等(令和4年度)	42%	38%	60%	30%	50%	20%	20%	30%	45%	40%	30%	90%	40%	10%	35%	40%	40%	30%	30%	40%	50%
基幹管路の耐震適合率																					
浄水施設	43%	52%	80%	50%	0%	95%	60%	100%	0%	40%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	0%	20%	100%	50%	100%
配水池	63%	61%	70%	25%	100%	45%	50%	85%	40%	30%	85%	100%	80%	40%	95%	50%	0%	5%	100%	50%	100%

※1か月水道料金:月20m³使用料金(家庭用)

出典：「水道統計」（公益社団法人日本水道協会）をもとに国土交通省が作成

令和6年能登半島地震・大雨における上下水道施設の被害・復旧状況

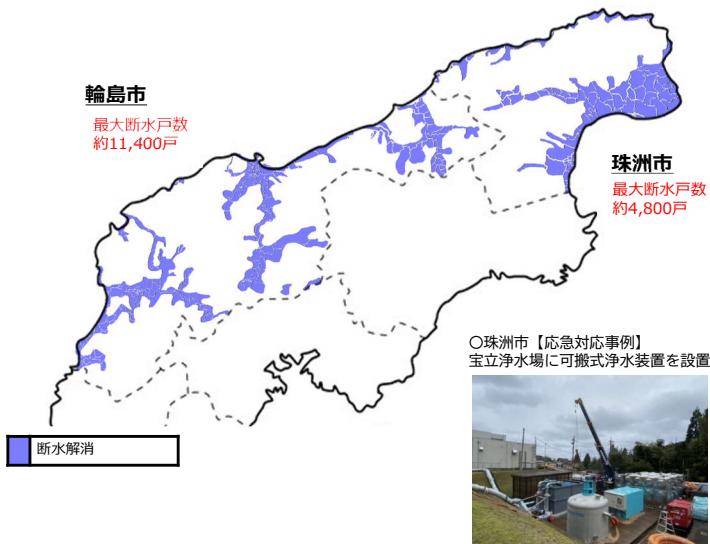
【水道】

- 地震による断水は令和6年5月31日、9月の大震による断水は12月20日をもって、復興にあわせて水道の復旧を進める地域を除き、解消済み。
- 最大断水戸数は、6県(石川県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県)で約13.6万戸。

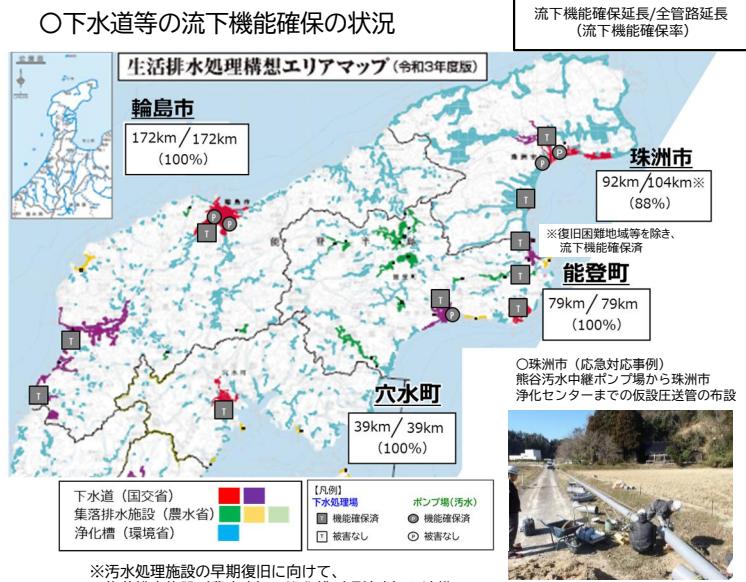
【下水道】

- 下水道本管の被災延長は4県(石川県、新潟県、富山県、福井県)で約428.6km。
- 下水道本管の流下機能は、4月25日をもって珠洲市の復旧困難地域等を除き、確保済み。

○水道本管の復旧状況(輪島市、珠洲市)



○下水道等の流下機能確保の状況



令和6年能登半島地震・大雨に伴う上下水道施設の対応状況

- 地震、大雨による断水は、輪島市、珠洲市の復旧困難地域を除き、解消済み。
- 水道施設の本復旧に必要な漏水調査を効率的、効果的に実施するために、衛星技術やデジタル技術を活用。
- 本復旧にあたり、珠洲市を実証フィールドとして、分散型システムに関する新技術の実証事業を実施。
- 能登上下水道復興支援室にて、各市町の詳細設計、発注の技術的支援、不調などに関する相談等を実施。

○能登6市町における上下水道の本復旧に向けた取り組み

七尾市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
輪島市	・本復旧工事に向け、詳細設計中 ・詳細設計完了後、上下水道の合冊発注を検討中
珠洲市	・本復旧工事に向け、詳細設計中 ・住宅向け小規模分散型水循環システムの技術検証を実施中 ・浄化槽で復旧するため、管路撤去・公共下水道区域の廃止手続きを完了
志賀町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
穴水町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
能登町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中

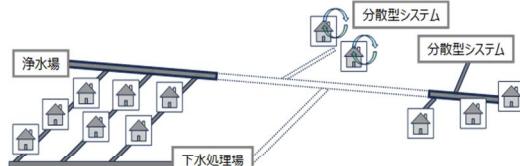
○分散型システムに関する実証事業

■石川県珠洲市を実証フィールドとした上下水道の新技術実証事業

分散型システムについては、新しい技術が開発されてきており、これらの技術の信頼性や維持管理のあり方、経済性等を検証するため、実証事業を実施中

■分散型システム

人口動態等を踏まえた施設規模の適正化が可能

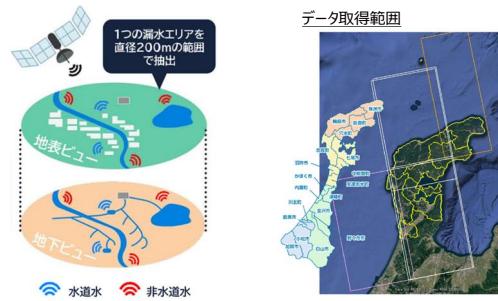


○災害対応に係る各種マニュアルの拡充・見直し

- ・地震等緊急時対応の手引き((公社)日本水道協会)
- ・下水道の地震対策マニュアル((公社)日本下水道協会)等

○衛星技術を活用した漏水調査

能登地方6市町で人工衛星を用いた漏水可能性箇所の絞り込み調査を実施



○下水道区域から浄化槽区域への見直し

下水道施設に甚大な被害が発生したことから、復旧にあたり一部地域で下水道区域から浄化槽区域への転換を決定。設置スペース等の調整後、順次、浄化槽設置工事を実施。現状は仮設浄化槽を設置して応急復旧済。

■現地調査(操作盤損傷)

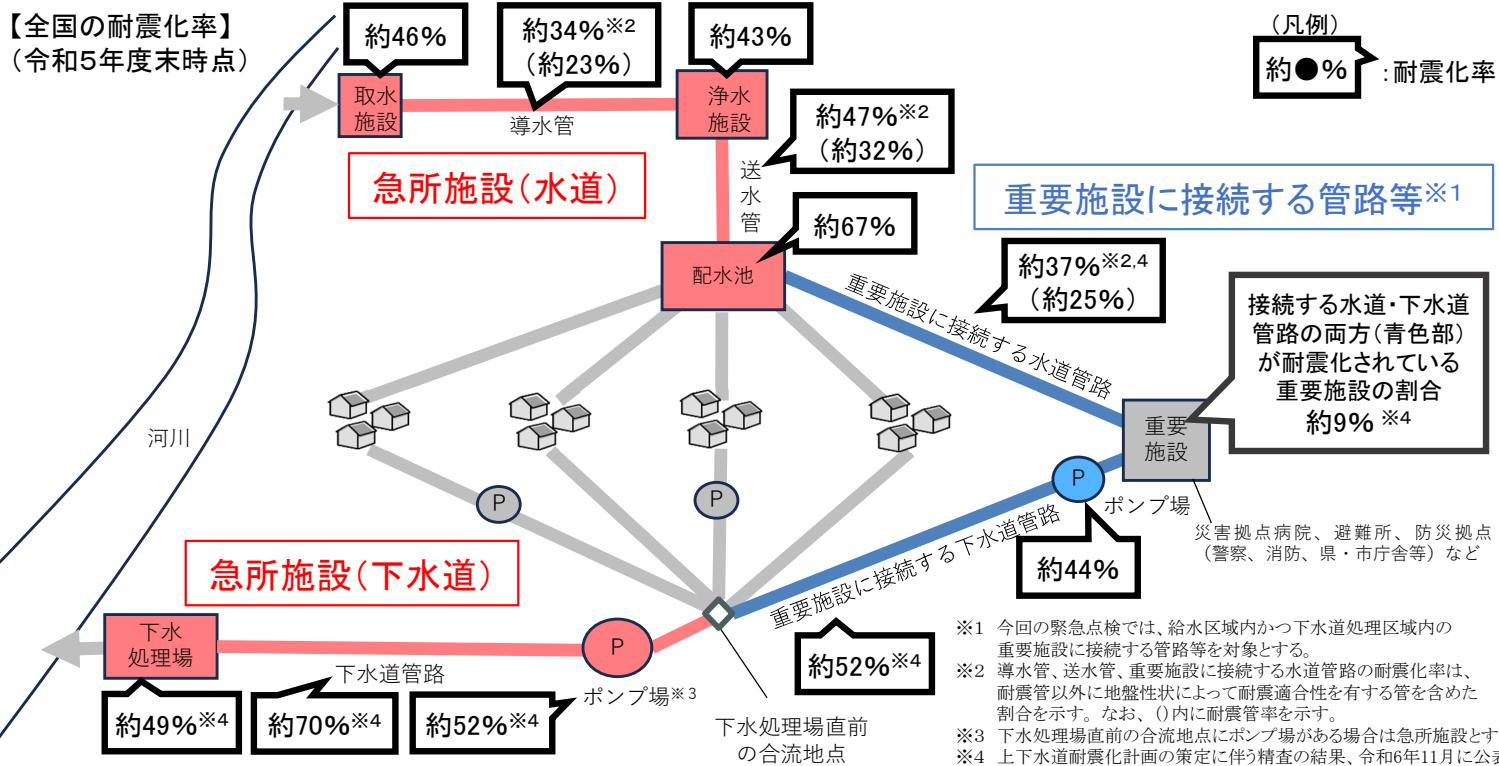


■仮設浄化槽の設置



上下水道施設の耐震化状況（令和5年度末時点）

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水管路等の耐震化状況について、点検を実施。
- 各施設の耐震化率は、下図に示すとおり全体的に低い水準に留まっており、耐震化が十分でないことが改めて確認された。



水道法改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律）の概要

- 日本下水道事業団※が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を行うこととする。※日本下水道事業団は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人。
- 水道事業者は、災害時の水道（配水管）の調査・復旧のため緊急の必要があるときは、住民等の土地に入り、止水栓を閉めることとする。

【背景】 能登半島地震において、水道は、**浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水**が発生。
 →基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用や、迅速な管路復旧の支障を除く措置が必要。

●日本下水道事業団法の特例

水道施設の修繕・復旧工事に関する協定を締結

水道事業者等（地方公共団体）



日本下水道事業団

※電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

●災害時の給水装置の操作

配水管の漏水調査・復旧工事の前に
止水栓を閉める必要
(通水した際の宅内等での漏水を防ぐため)

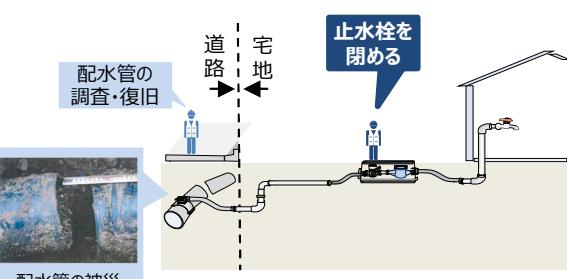
災害発生（水道施設が被災）

※能登半島地震の事例



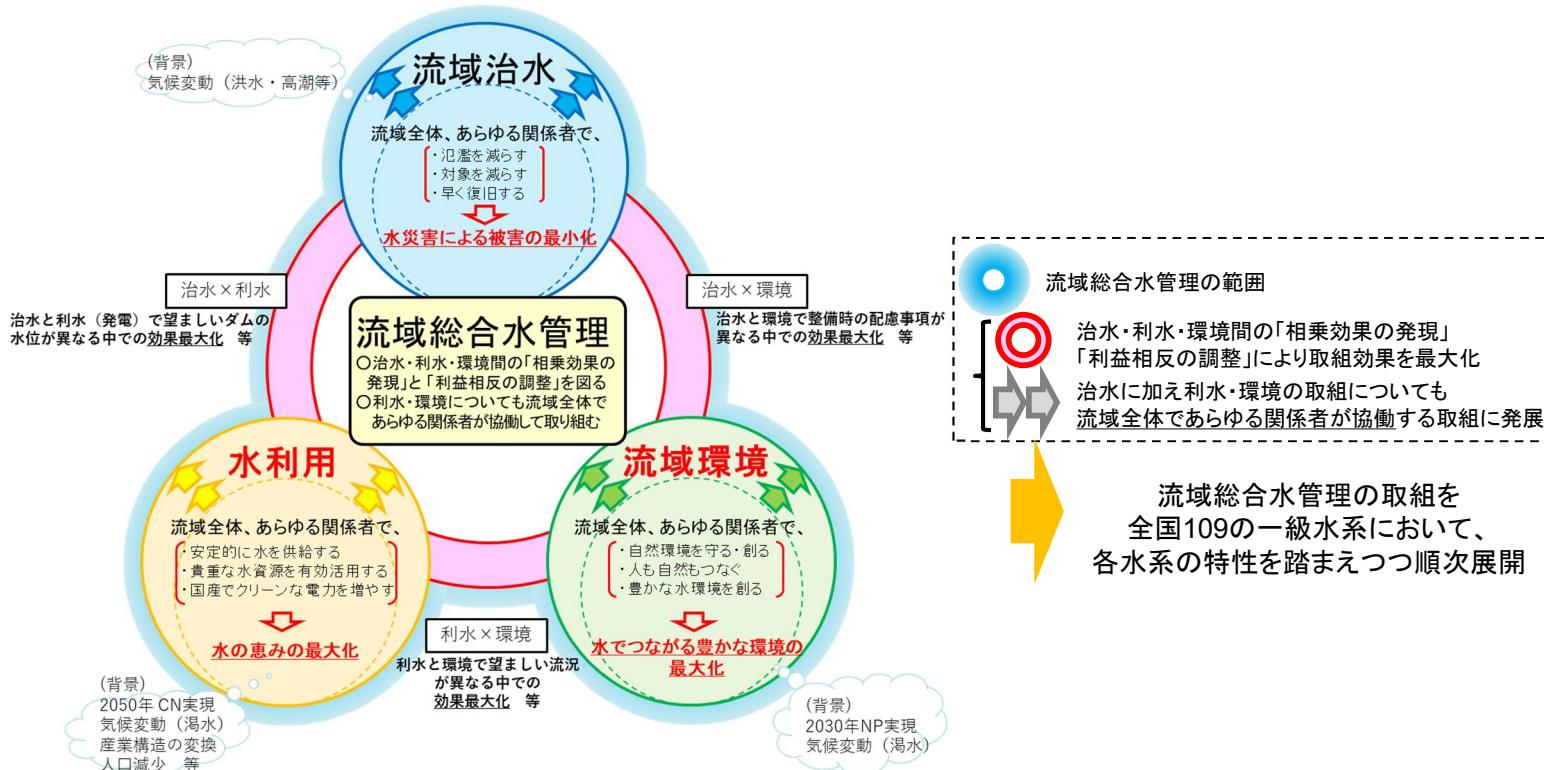
水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、
更には本格的な復旧工事まで実施可能に

住民等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に



流域総合水管理

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



下水道の浸水対策の推進

- 河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の考え方に基づき、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進。

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、次の対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

- 泛濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策



ハード対策の加速化

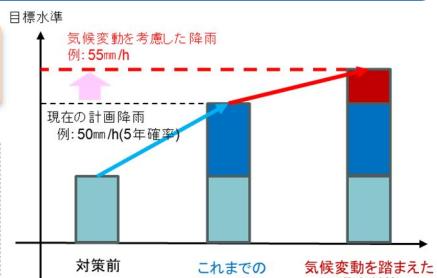
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 下水道施設の耐水化 など
- 雨水幹線、ポンプ施設の整備

ソフト対策の充実

- 内水ハザードマップの作成や避難訓練の実施
- 水位情報等のリアルタイム情報提供の促進
- 橋門等の操作規則の策定 など

「気候変動の影響を踏まえた 浸水対策」のイメージ

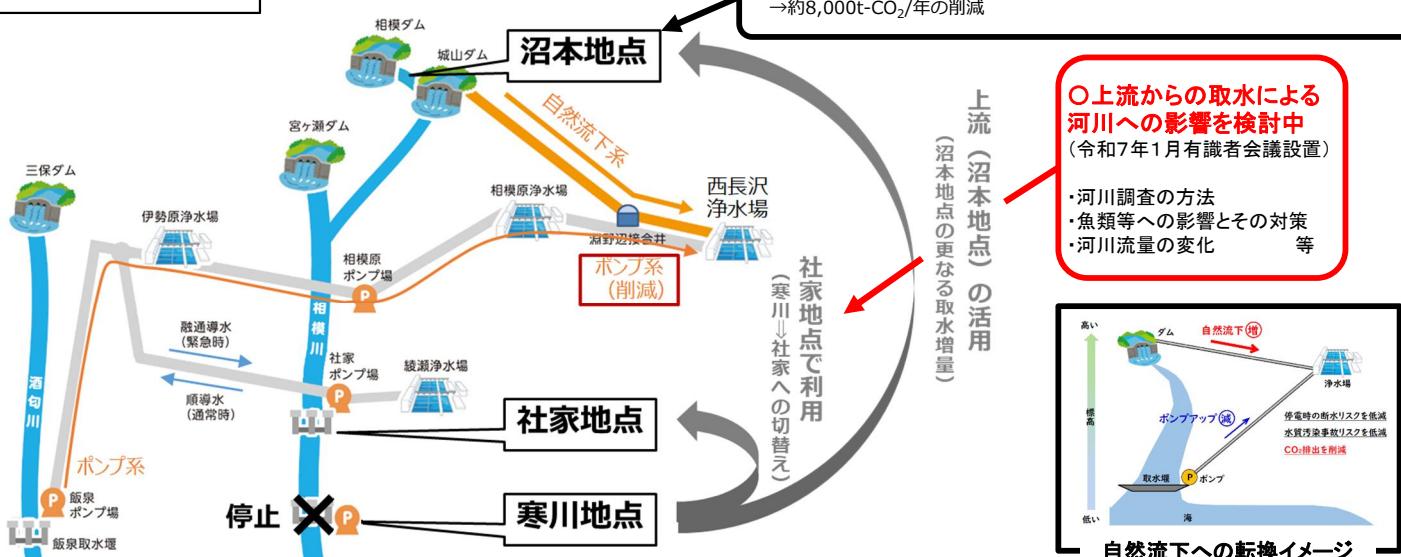
- 主に下水道のハード対策
- 下水道のハード対策に加え、多様な主体との連携等による浸水対策



上流からの取水の推進

- 人口減少などの課題の解決に向け、地域の実情に応じた広域化を推進し、上下水道の基盤強化が必要。加えて、カーボンニュートラルに資する上流からの取水などにより自然エネルギーを活用した省エネ化の取組が必要。
- 神奈川県や愛知県などをモデル流域とし、上流からの取水による省エネ効果の検討や減水区間の発生による河川環境への影響など施策を進める上での課題整理や対応策などの検討を推進。
- 上流からの取水による省エネ効果評価手法等をマニュアル類へ反映し、さらなる横展開をはかっていく。

相模川水系での検討事例

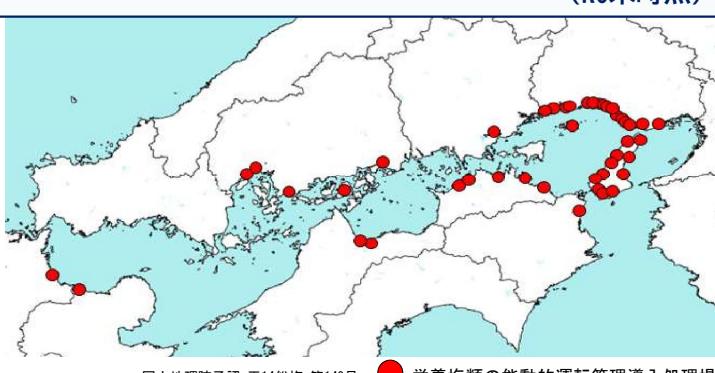


出典: 神奈川県内広域水道企業団資料を一部加工

栄養塩類の能動的運転管理の推進

- 豊かな海の再生や生物多様性の保全に向け、近傍海域の水質環境基準の達成・維持を前提として、関係機関等の要望に基づき、冬季に下水放流水に含まれる栄養塩類濃度を上げる能動的運転管理を推進。
- 栄養塩類の能動的運転管理は、42都市70処理場で実施・試行中。(令和6年度末時点)
- 能動的運転管理を実施する際に留意すべき事項等をとりまとめた「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン(案)」を令和5年3月に公表。
- 令和5年度から有識者検討会による議論を進め、令和7年12月に検討結果をとりまとめ・公表。とりまとめ結果を踏まえ、より柔軟な能動的運転管理の実施に向けた措置を講じるとともに、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」の改定に向けた検討を進める。

瀬戸内海における栄養塩類の能動的運転管理の導入状況
(R6末時点)

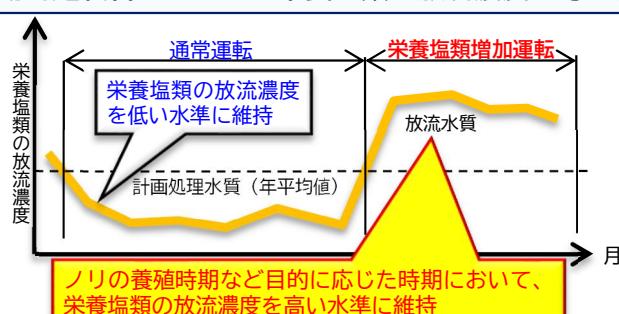


国土地理院承認 平14総複 第149号

栄養塩類管理制度(瀬戸内海環境保全特別措置法)

- 令和3年に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、下水処理場の設置者を含む栄養塩類供給を実施する者に水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用除外等の特例を設けた栄養塩類管理制度が創設された。
- 関係府県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき、特定の海域への栄養塩類供給を可能にするもの。
- 栄養塩類管理計画には、水質の目標値(水質環境基準の範囲内において設定)、栄養塩類供給の実施方法等を記載。
- 栄養塩類供給を実施する者に対し、水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用を除外。

能動的運転管理における栄養塩類の放流濃度の考え方



検討会における主な論点

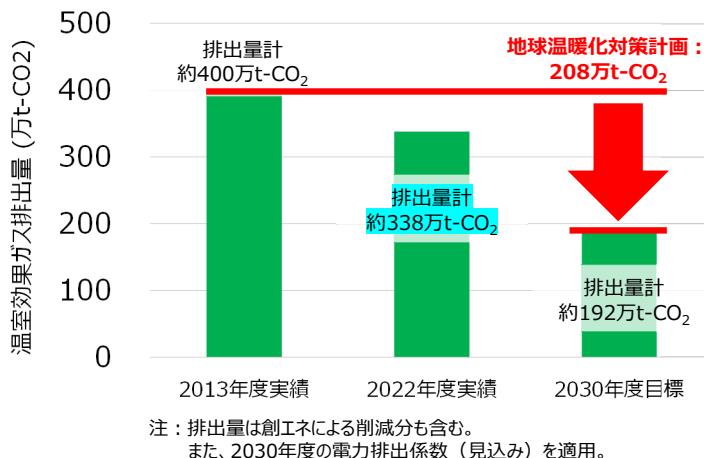
- 栄養塩類の能動的運転管理を推進するため、放流水質の柔軟な運用を可能とすることについて議論
- 季節別処理水質を流統計画に設定し、海域に放流する下水処理場において

- 増加期については、窒素: 20mg/L、リン: 3mg/Lを超えた放流水質の設定を可能とする
- 増加期については、BODをC-BODで評価することを可能とする

下水道における脱炭素の取組の推進

- 下水道では、下水処理の過程で多くのエネルギーを使用しており、年間約338万t-CO₂の温室効果ガスを排出。
- 地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)において、下水道における省エネ・創エネ対策の推進、下水汚泥焼却の高度化等により、2030年度までに208万t-CO₂の削減(対2013年度比)を見込む。

■下水道からの温室効果ガス排出量



■地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)における目標

①下水汚泥のエネルギー化（創エネ）

目標:

約70万t-CO₂を削減

- 消化ガス利用施設、固体燃料化施設の着実な導入
- 地域バイオマスの受入れや廃棄物処理施設等との連携によるエネルギー利用量の増加

②汚泥焼却の高度化

目標:

約78万t-CO₂を削減

- N₂O排出抑制型の焼却炉への更新
- 焼却を伴わない汚泥処理方法（固体燃料化等）への変更
- 高温焼却（850℃以上）の100%実施

③省エネの促進

目標:

約60万t-CO₂を削減

- 電力・燃料消費を年率約2%削減
- 省エネ診断等による電力・エネルギー消費等を踏まえた機器更新や運転管理の効率化

下水汚泥資源の肥料利用の拡大

- 肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省及び関係者が連携し、安全性・品質の確保、消費者の理解促進を図りながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて取組を推進。
- 2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とすることとしている。(令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱)

下水道革新的技術実証事業(B-DASH)による技術開発

- ✓ 地方公共団体の下水道施設において、国が主体となって、リン回収に関する実規模レベルの施設を設置。
- ✓ 公募により神戸市、横浜市、東京都、福山市、福岡市における事業を採択し、**リン回収のコスト縮減や品質向上に向けた技術開発を推進**。(令和7年4月に神戸市、7月に福山市の施設がそれぞれ稼働開始)

神戸市リン回収施設



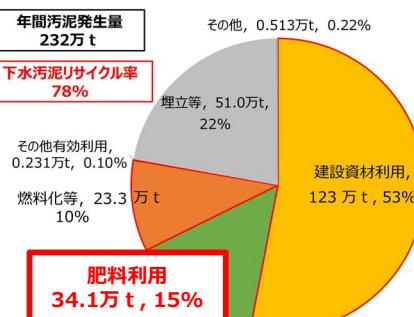
福山市リン回収施設



汚泥利用に関する基本方針の明確化と案件形成支援等の推進

- ✓ 「発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこと」を基本方針とし下水道管理者に通知(令和5年3月 下水道部長通知)
- ✓ 国土交通省において、汚泥の重金属や肥料成分の分析(49処理場)、肥料の流通確保に向けた案件形成(18団体)を支援中(令和7年度)であり、引き続き支援を実施。

下水汚泥の利用状況(令和5年度)



農林水産省・省内関係部局等との連携

- ✓ 国交省・農水省で連携してPRイベントや説明会、マッチングフォーラム等を開催。
- ✓ 農水省では、下水汚泥資源を使用し、品質管理を徹底することで成分保証や他の肥料との混合肥が可能な、新たな公定規格「菌体りん酸肥料」を創設(令和5年10月)。
- ✓ 公共施設における下水汚泥の肥料利用促進に向けて、省内関係部局等と連携。

国営公園での汚泥肥料の活用

長野県が令和6年5月に肥料登録した汚泥肥料の利用・普及に向け、国営アルプスあづみの公園の園内一部の花畠に試験的に施肥し、一般的な堆肥と比べて遜色ないことを確認。



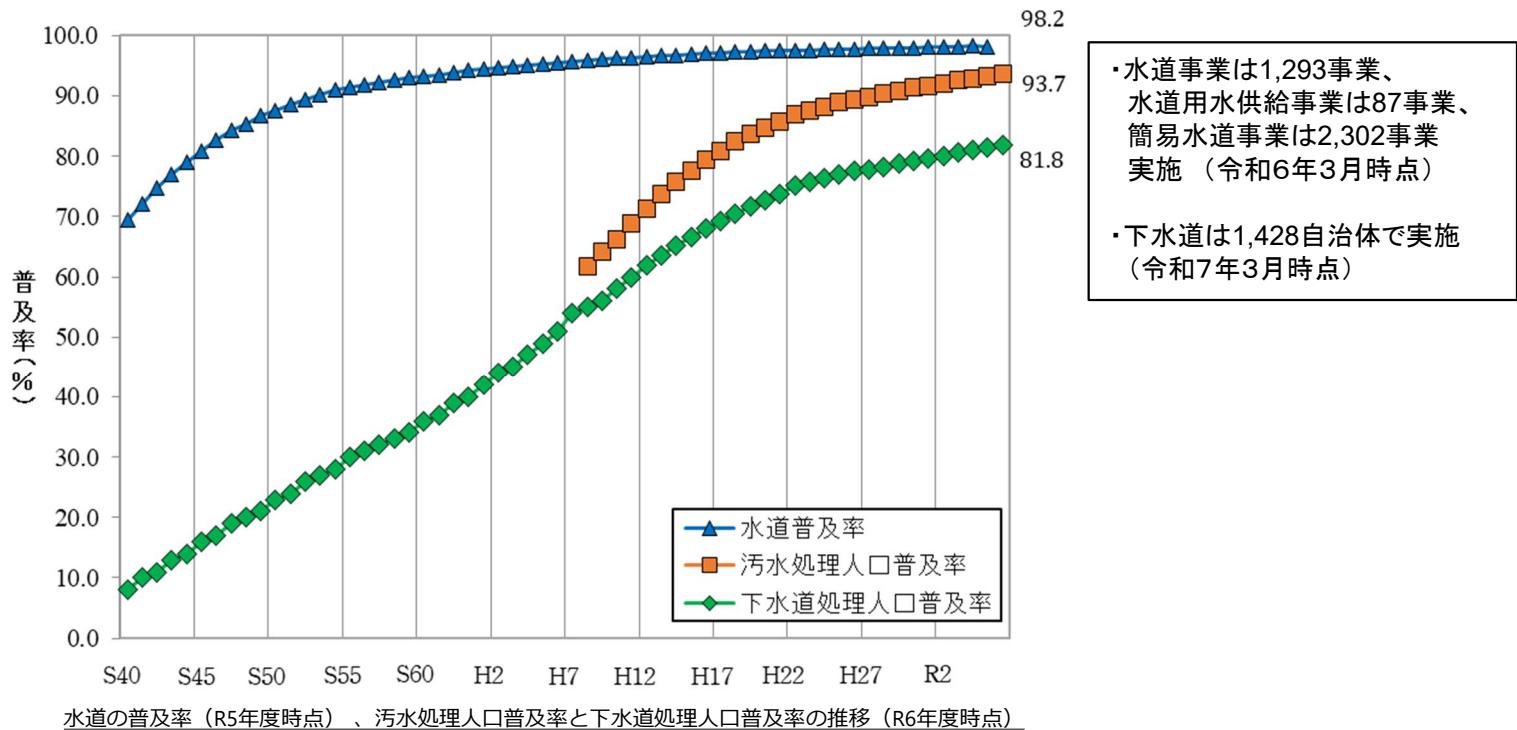
長野県が登録した汚泥肥料『アクアビア1号』



施肥

水道と下水道の普及率

- 水道の普及率は、高度成長期に急激に上昇し、現在ではほぼ100%に達している。
- 下水道の普及率は、下水道、農業集落排水、浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率で約93.7%となっている。(未普及人口約780万人、下水道処理人口普及率約81.8%)



令和8年度末の汚水処理概成に向けて

- 令和6年度末の下水道、農業集落排水、浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率は約93.7%となっているが、約780万人の未普及人口が存在。
- 令和8年度末の汚水処理概成に向けて、都道府県構想やアクションプランに基づく下水道整備を推進。

◆汚水処理概成に向けたアクションプランの見直し

- ・令和8年度末概成に向けたアクションプラン※について、令和3年度に全国の市町村に見直しを要請
- ・点検の結果、全国1719市町村のうち、629市町村で見直しを実施予定
- ・令和7年3月時点で502市町村（約80%）が見直し実施済

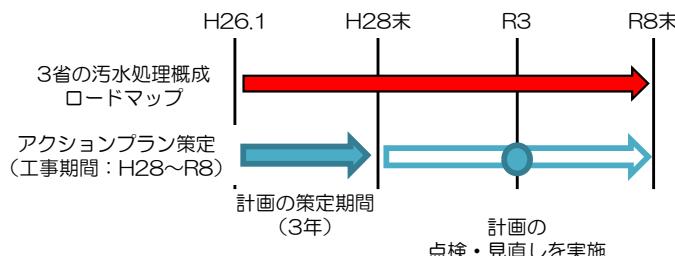
※アクションプラン：
汚水処理概成を目的に、低コストの整備手法や暫定的な処理方法等を採用するなど市町村ごとに時間軸を考慮して策定する汚水処理の整備実施計画

農村部の集落は「農業集落排水施設」で整備
人家のまばらな周辺部は「浄化槽」で整備

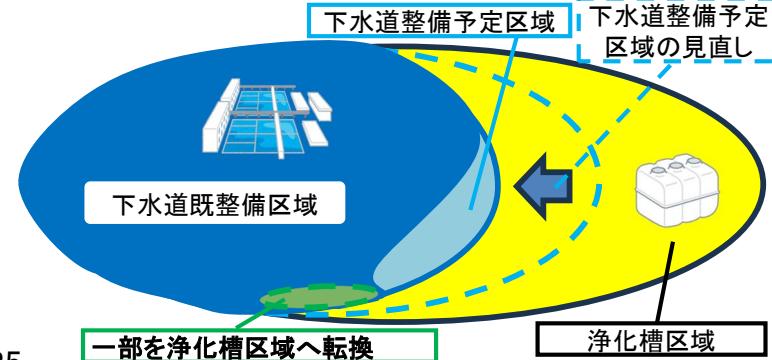


中心部は「下水道」で整備

スケジュール



汚水処理整備手法の見直しイメージ



上下水道一体での国際展開

- 各国の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、多国間連携(アジア汚水管理パートナーシップ:AWaP)や二国間連携、技術協力等を通じた国際協力を実施。
- また、インフラシステム海外展開戦略2030等に基づき、日本の強みである質の高い水インフラの海外展開を推進。

水道分野の国際展開

国際貢献として、途上国を対象に、水供給に係るODA案件形成のための要請書作成支援を行うとともに、水ビジネス海外展開促進のため、現地でのワークショップ、ビジネスマッチングの場の提供に取り組む。

上下水道の主な国際業務



下水道分野の国際展開

下水道インフラの輸出に向け、本邦企業の進出意欲が高いアジアを中心に、政府間会議や技術セミナーを行い、汚水管理の主流化や本邦技術の理解向上を図るとともに、日本下水道事業団等と連携した案件形成調査等に取り組む。

本邦企業の上下水道の優位技術(例)

[水道]
漏水箇所を特定し、効率的な修繕工事を可能にするデジタル相関式漏水探知装置(上)、海水淡水化に用いるRO膜製造技術(下)



[下水道]
都市部の道路を開削せず、管路を布設する推進工法



カンボジア・プノンペンにおける水道・下水道の整備

水道整備 1993年~

プノンペンの奇跡 :

無償資金協力により水道事業の劇的な改善を達成。人材育成、専門家派遣などで北九州市がプノンペンと強固に連携し、蛇口から直接飲める水を24時間提供可能に。



水道整備から
下水道整備まで、
日本が継続的に関与

都市排水対策 1998年~

洪水対策・排水事業 :

市街地の排水能力強化や洪水防御を目指す無償資金協力を実施。

下水道整備 2017年~

プノンペン下水道整備計画 :

プノンペン都において初めてとなる公共下水処理場を無償資金協力にて整備(2023年11月完成)。北九州市は処理場の運転や維持管理などでも支援を継続し、水環境改善に貢献。



◆今後も、水道整備から下水道整備への移行のタイミングを掴み、水道事業から下水道事業に協力の場を繋ぐ事例を戦略的に形成。

太平洋島嶼国における上下一体での展開

水道整備

太平洋島嶼国水道ワークショップ (2023年度~) :

太平洋島嶼国・地域における課題を把握し、日本の水道技術・製品・サービス展開の可能性を模索。2023年度はフィジー、2024年度はパバニアニューギニアにおいて開催。



下水道整備

フィジー国政府関係者等を対象とした下水道セミナー/ワークショップ (2023年度) :

フィジー国の政府関係者向けに、維持管理や人材育成、下水道処理システム等の経験、知識の共有



トンガ王国との覚書署名式
(2024年7月16日)



サモア独立国との覚書署名式
(2024年7月18日)

◆水道に関する共通課題の解決と下水道整備をセットにした案件形成を目指す。

◆PALM10において、初の上下水道一体での技術協力覚書をトンガ王国及びサモア独立国と締結。

国民への発信

- 持続的な上下水道の実現に向けて、上下水道の役割や必要性への理解、上下水道業界の担い手確保等が必要。
- 上下水道への関心醸成を図るとともに、現状や課題等を理解してもらえるよう、効果的な広報を産学官が連携しながら推進。

▼ 水道事業等の経営状況に関するダッシュボード

- ・水道事業等の経営状況を簡便に比較できる
水道の政策ダッシュボードを公表。



▼ 国交省HPでの広報パンフレット公開等

- ・上下水道の魅力をわかりやすく伝える広報パンフレットやPR動画等を国交省HPで公開。



「いま知りたい水道」
日本の水道を考える

▼ 「循環のみち下水道賞」の表彰

- ・下水道の使命を果たし、
社会に貢献した好事例を
表彰する国土交通大臣賞。



令和7年度表彰式集合写真

▼ 「水の天使」による広報活動

- ・水の広報官として国内外のイベントで
水の大切さや魅力、我が国の水インフラ技術等を広く発信。



2025 ミス日本「水の天使」
高坂 実優さん

▼ 若年層向け水道啓発セミナーの実施

- ・学生と水道事業者が双方向コミュニケーションを実施し、水道事業に対する理解向上や仕事の魅力発信に繋がることを期待。

水道事業者
長野県長野市

若年層
長野県立大学 秋葉教授ゼミの学生 (約70名)



長野市上下水道局と長野県立大学の協力を得て、2024年12月14日より2回のセミナーを実施。セミナーとは別に、事前学習として、メタバース環境での説明会を4回実施。



グループディスカッションの様子

▼ デザインマンホール

- ・下水道への理解、関心の醸成とともに、地域活性化にも貢献。



出典: Major League Baseball Japan

メジャーリーグベースボール (MLB) によるデザインマンホールの設置

▼ マンホールカードの配布

- ・下水道広報プラットホーム (GKP) と全国の地方公共団体等が共同で制作発行するマンホールカードを各地で無料配布。



左から 北海道千歳市、東京都小笠原村、長野県筑北村、UR都市機構のマンホールカード

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、所掌事務の見直しを行う。

改正の概要(水道関係抜粋)

1. 水道整備・管理行政の機能強化

① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。

③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

2. 所掌事務等の見直し

① 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務について所要の見直しを行う。

② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

成立期日

令和5年5月19日

公布期日

令和5年5月26日

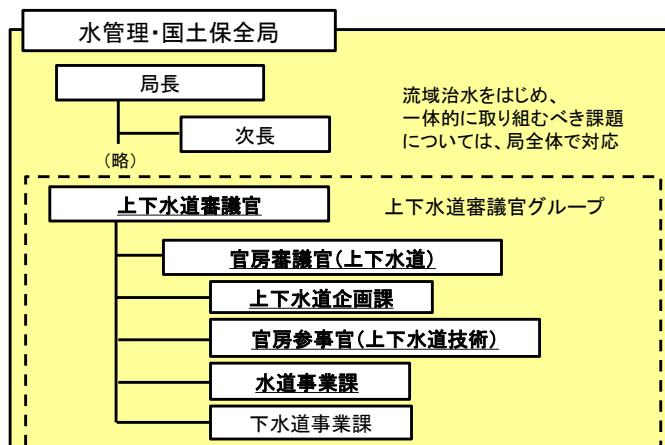
施行期日

令和6年4月1日

水道整備・管理行政の移管後の国土交通省の体制

- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官及び官房審議官(上下水道)を新設。
- 地方整備局では河川部に上下水道調整官や水道係等を新設し、建設部所管の下水道行政を河川部へ移管。
- 国土技術政策総合研究所に水道研究室、浄水処理研究室を新設し、水道にかかる研究を新たに実施。

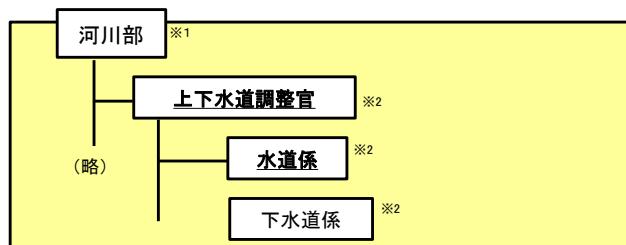
1. 本省における体制



3. 国土技術政策総合研究所における体制



2. 地方整備局及び北海道開発局における体制



※1 北海道開発局では、建設部

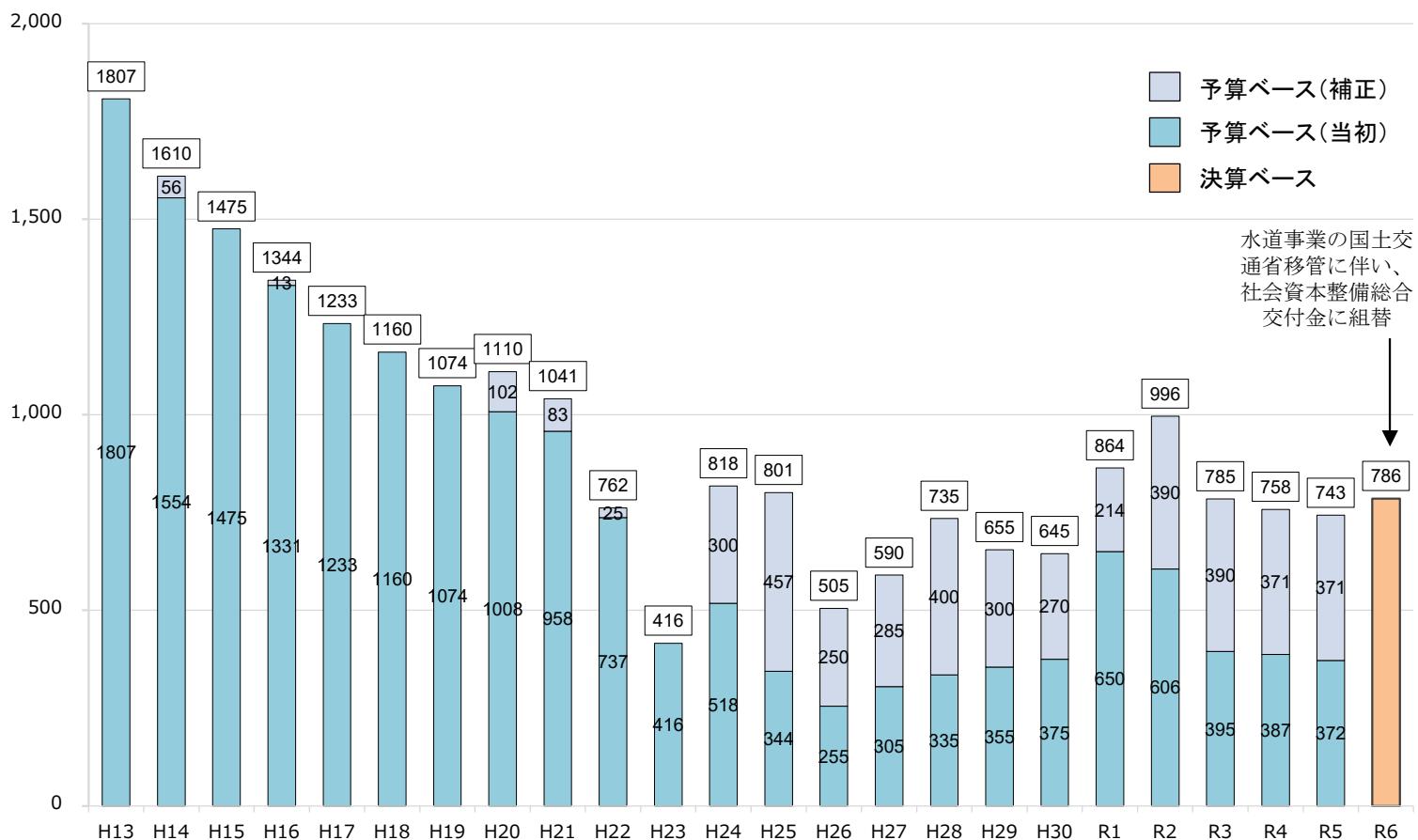
※2 地方整備局では水道係、下水道係は地域河川課に所属

北海道開発局では上下水道調整官、水道係、下水道係は地方整備課に所属

水道事業・下水道事業予算額等の推移（国費）

水道事業予算額等の推移

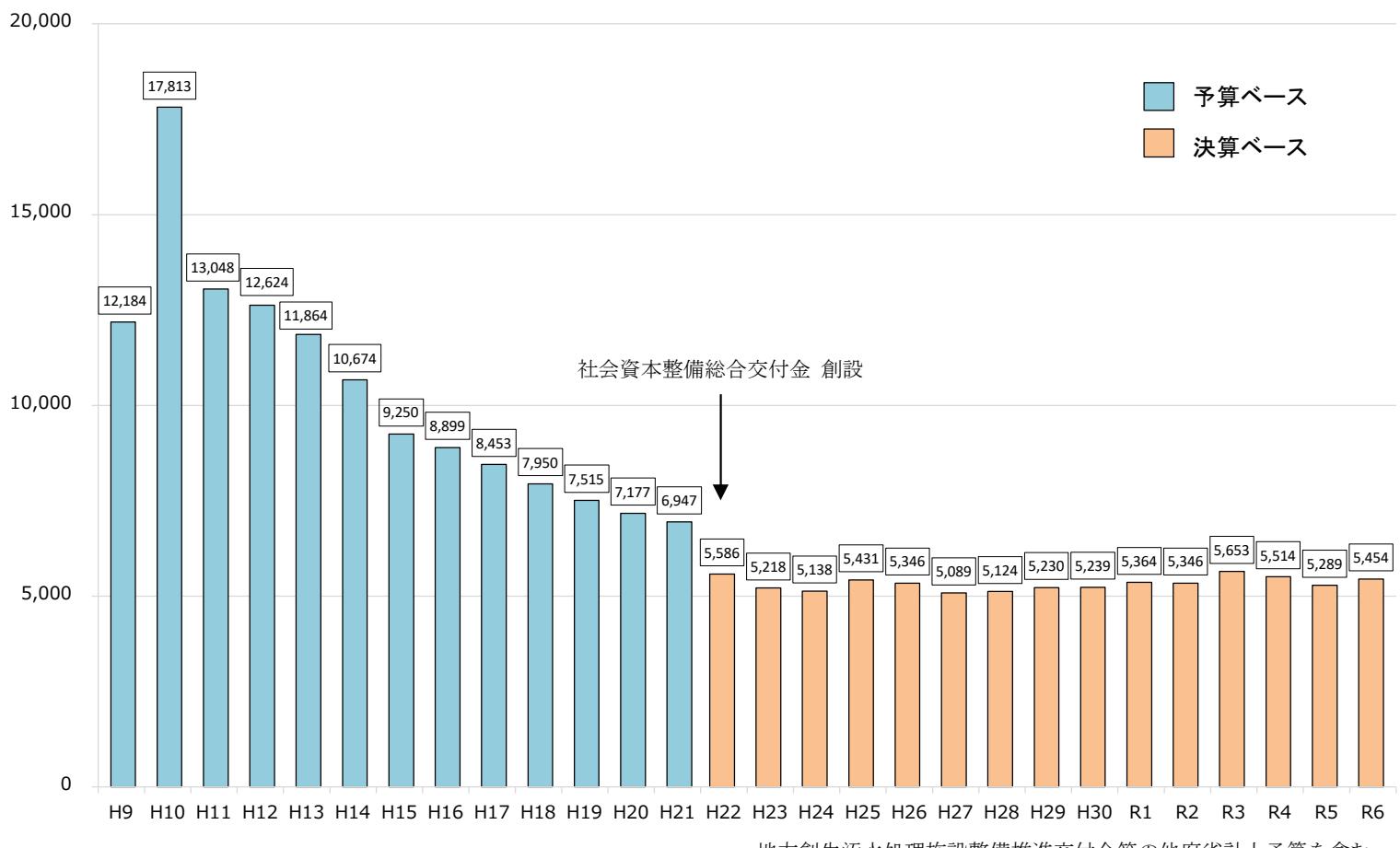
（単位：億円）



水道事業の国土交通省移管に伴い、
社会資本整備総合交付金に組替

下水道事業予算額等の推移

（単位：億円）



社会資本整備総合交付金 創設

地方創生汚水処理施設整備推進交付金等の他府省計上予算を含む

用語集

用語

解説

水道事業
上水道事業
簡易水道事業

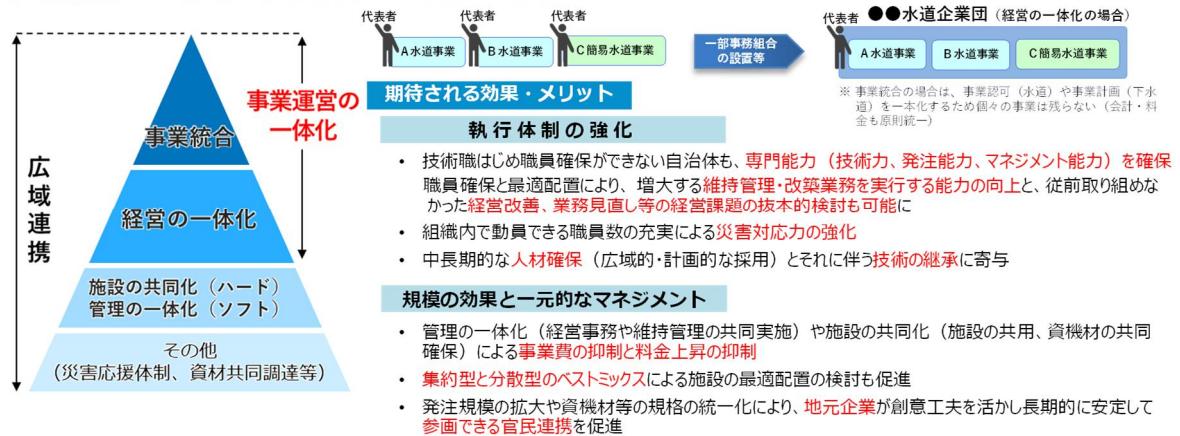
「水の官民連携」
(ウォーターPPP)

水道事業は一般的な需要に応じて、水道により水を供給する事業のこと。このうち給水人口が5,000人超のものを上水道事業、給水人口101人以上5,000人以下のものを簡易水道事業という。

上下水道分野の官民連携方式の一つ。維持管理と更新を一体で長期にわたり、民間に委託する方式のこと。このうち、施設運営権の設定を伴うものはコンセッション方式と呼ぶ。担い手不足等の課題解決の効果が期待できる。

複数の市町村が連携し、上下水道の事業統合や経営の一体化、施設の共同化、管理の一体化を行う取組。経営主体が単一となり、経営資源等を一元的に管理する事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)では、料金収入や職員の減少等の課題解決の効果が期待できる。

事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)



広域連携

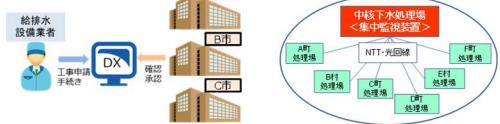
施設の共同化(ハード)

- 汚泥の共同処理
- 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化(ソフト)

- 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- 広域型の「水の官民連携」
- 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



分散型システム

水道における分散型システムとは、主に中山間地域等において用いられる小規模な水供給システムの総称。①集落ごと等に大規模な浄水場と管をつながず地域の水源を活用した小規模な水道施設、②車両等により水を運搬する運搬水、③各戸に設置するタイプの浄水装置等を想定。

10,000種類以上存在するとされる有機フッ素化合物の総称。そのうち、PFOS(ピーフォス)、PFOA(ピーフォア)は、半導体の製造や泡消火薬剤等として世界中で広く使用されてきたが、国際条約及び国内法に基づき製造・輸入等を原則禁止。環境省が水道法に基づく省令を改正し、PFOS及びPFOAを水道水中の水道水質基準項目に位置づけ(令和8年4月1日施行)。

経営条件を評価する指標として「資本単価要件」を水道における多くの補助事業で設定。資本単価は、今後20年間で想定される水1m³当たりの資本費(建設コスト等)であり、この数値が大きいと料金の高騰を招くおそれがあるため、経営条件の厳しい水道事業へ補助を行う趣旨で、一定の数値以上(※)であることを補助要件とするもの。

※水道事業では、資本単価が90円/m³以上。水道用水供給事業では、資本単価が70円/m³以上。

資本単価要件

ピーフォス
PFAS

国土交通省は、
強靭で持続可能な上下水道の構築に向けて、
上下水道一体で
取組を推進します。



国土交通省



国土交通省
上下水道



令和8年度
上下水道関係予算
の概要

